

登別市こども計画（案）
令和7年度～令和11年度

令和7年〇月
登別市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画の位置づけ.....	3
2 計画の期間.....	3
3 計画の対象.....	3
4 本市における他計画との関係.....	4
5 SDG s の理念との整合.....	5
第2章 登別市の子育てを取り巻く状況.....	6
1 人口と世帯等の状況.....	6
(1) 人口・世帯の状況.....	6
(2) 出生数の状況.....	9
(3) 就業の状況.....	10
2 教育・保育の状況.....	11
(1) 就学前の教育・保育の利用状況.....	11
(2) 児童・生徒数.....	14
3 ニーズ調査結果の概要.....	15
(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査.....	15
(2) こどもの生活実態調査.....	23
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念.....	34
2 基本目標.....	35
3 基本方針.....	35
4 計画の体系.....	38
5 各ライフステージにおける取組.....	39
6 施策の展開.....	40
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	41

1 教育・保育の提供区域の設定	42
2 児童人口の推計値	43
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	44
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策	48
第5章 施策の展開	57
1 基本方針と主な取組の方向性	57
I こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	57
II こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	59
III こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する	65
IV 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	86
V 若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現に取り組む	97
VI 施策の整合性を確保するとともに、関係団体・関係機関、地域住民等との連携を重視する	102
第6章 計画の点検・評価	103
1 計画の点検・評価に向けて	103

第1章 計画策定にあたって

1 計画の位置づけ

- (1) この計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画として策定し、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に加え、こどもの貧困の解消及び子ども・若者に関する施策を新たに盛り込みます。
- (2) この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「登別市次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方等を継承した、登別市子ども・子育て支援事業計画と同様に、こどもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、計画策定に先立って実施した「登別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）及び「登別市こどもの生活実態調査」（以下、「実態調査」という。）の結果や子ども・子育て会議などによる市民の意見、こども本人からの意見を反映して策定します。
- (4) この計画は、こどもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国のこども大綱や北海道のこども計画に係る指針等を踏まえるとともに、「登別市総合計画第3期基本計画」（平成28年度～令和7年度）をはじめとする関連計画と整合性を図り策定します。

2 計画の期間

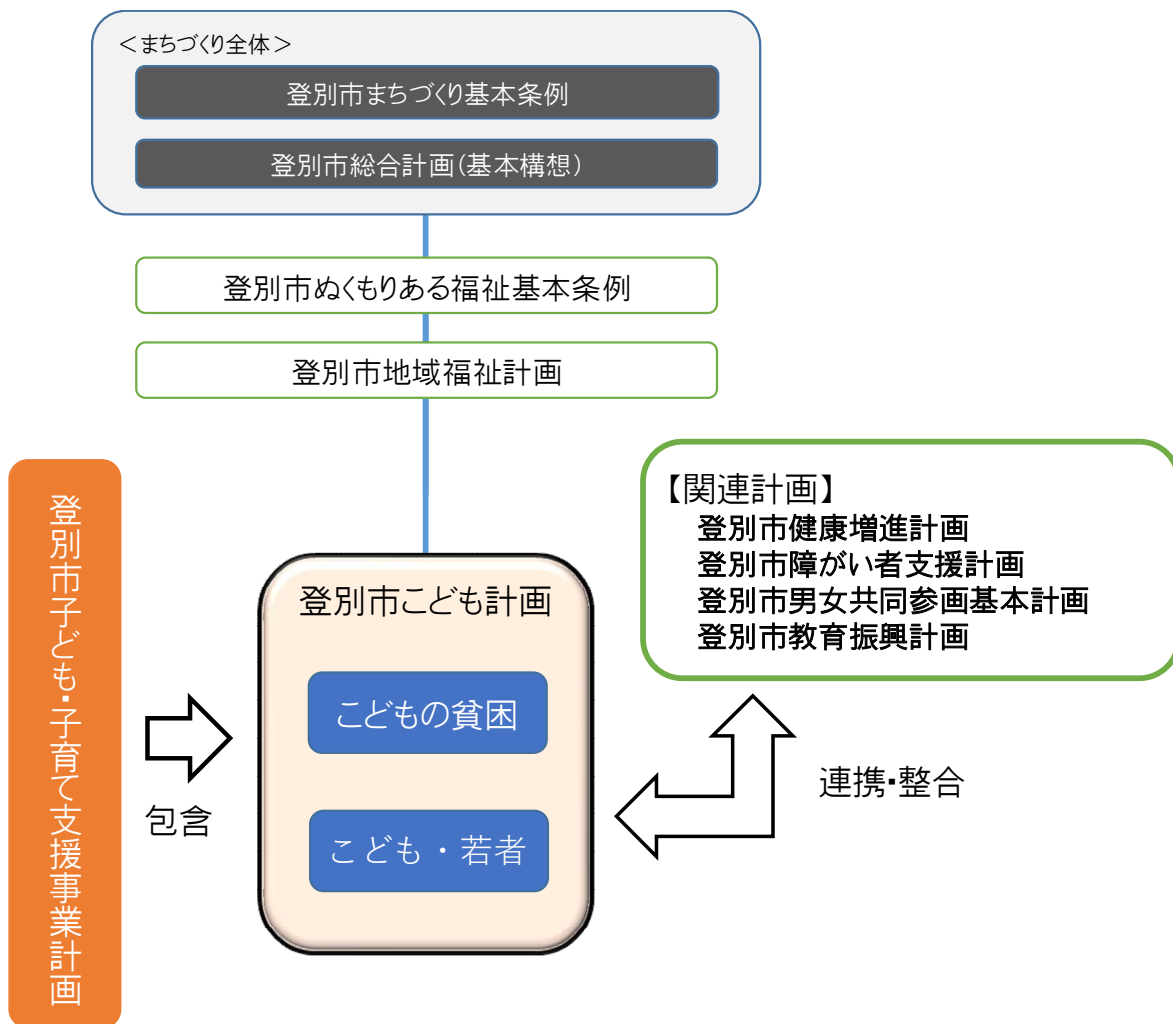
この計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

3 計画の対象

この計画は、こどもとこどものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内のこどもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

4 本市における他計画との関係

登別市総合計画基本構想をはじめ、子ども・青少年施策に関する各分野の計画と連携・整合を図りながら、新たに「市町村におけるこどもの貧困対策についての計画」を加え、こどもと子育てへの支援を総合的に推進します。



5 SDGsの理念との整合

SDGsは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」です。

持続可能な世界を実現するため17の目標と169のターゲットが設定されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを強調し、令和12(2030)年までに達成することを目標としています。

本計画では、持続可能な開発目標 (SDGs) を登別市のまちづくりに生かす条例 (令和5年条例第12号) の趣旨を踏まえ持続可能な未来のために、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」等の目標達成に資する施策を推進します。



第2章 登別市の子育てを取り巻く状況

1 人口と世帯等の状況

(1) 人口・世帯の状況

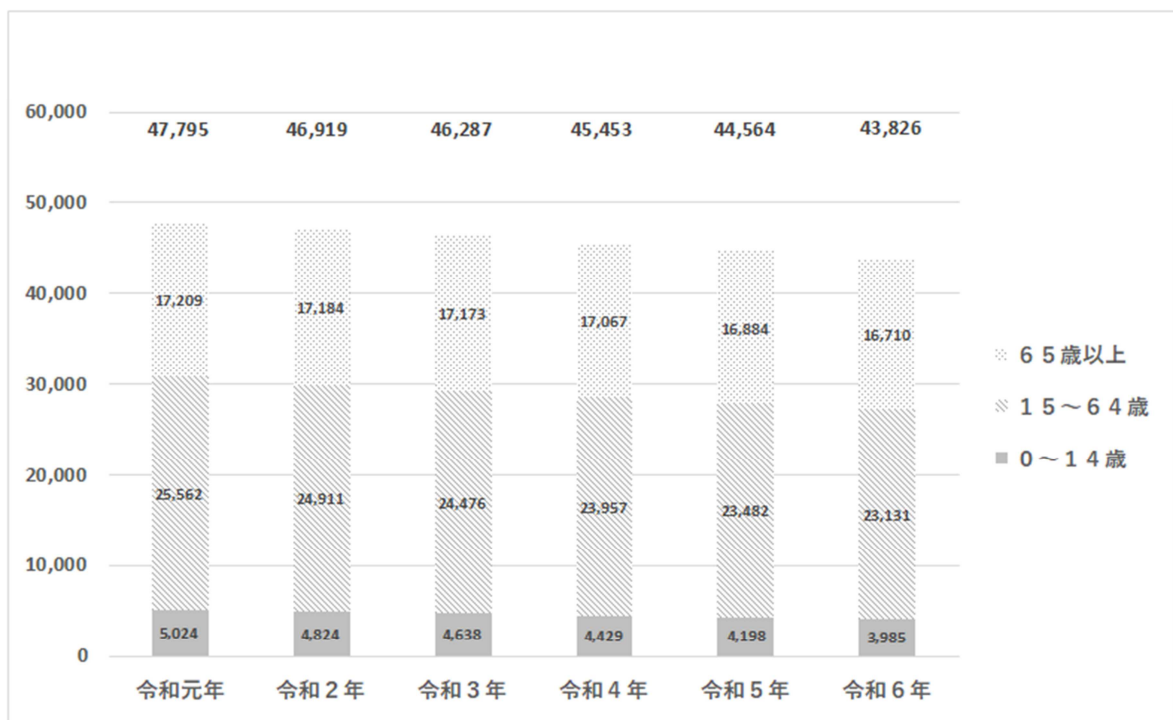
①人口の推移

市の総人口は、ここ数年の間、減少傾向が続いており、令和6年10月1日現在の人口は、43,826人となっています。

年齢区分別でみると、就学前、小学生、中学生の対象年齢に当たる「0～14歳」人口は3,985人、総人口に占める割合は9.1%となっています。

総人口が年々減少していることに伴い、すべての区分において人口が減少しています。

年齢3区分別人口の推移



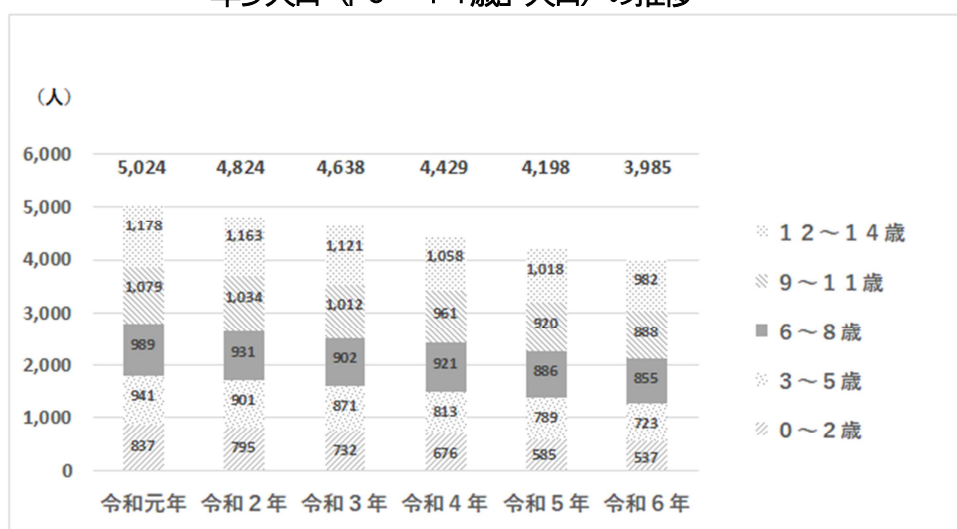
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳(人)	5,024	4,824	4,638	4,429	4,198	3,985
構成比(%)	10.5	10.3	10.0	9.7	9.4	9.1
15～64歳(人)	25,562	24,911	24,476	23,957	23,482	23,131
構成比(%)	53.5	53.1	52.9	52.7	52.7	52.8
65歳以上(人)	17,209	17,184	17,173	17,067	16,884	16,710
構成比(%)	36.0	36.6	37.1	37.6	37.9	38.1
総人口	47,795	46,919	46,287	45,453	44,564	43,826

(注) 構成比(%)は総人口に占める割合
資料:「住民基本台帳」各年10月1日現在

②年少人口の推移

年少人口（「0～14歳」人口）の推移をみると、令和4年は6～8歳で増加したものの、全体として減少傾向をたどっています。令和6年にはすべての区分において1,000人を下回りました。

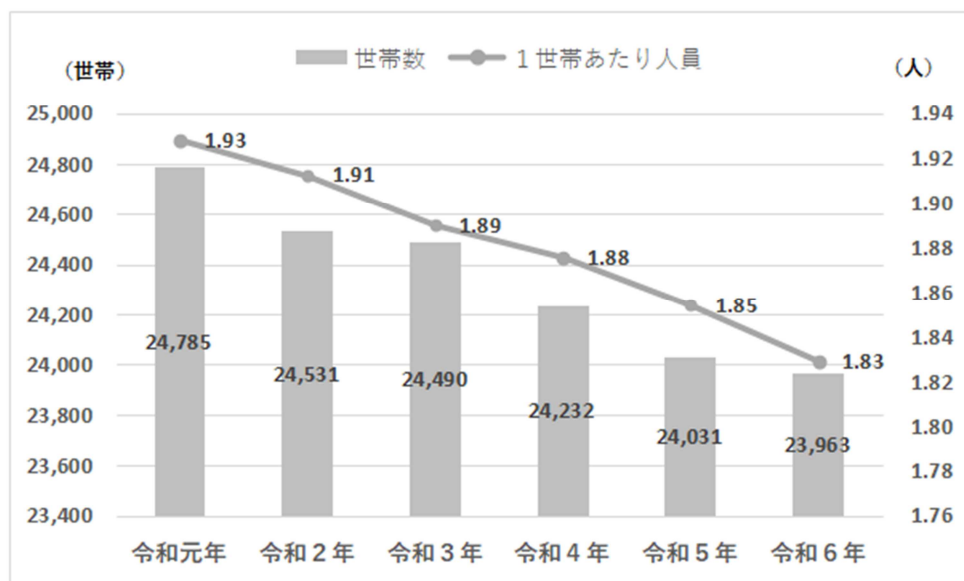
年少人口（「0～14歳」人口）の推移



資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

③世帯数の推移

世帯数は年々減少しており、1世帯あたりの人員は令和元年の1.93人から令和6年には1.83人と減少しています。



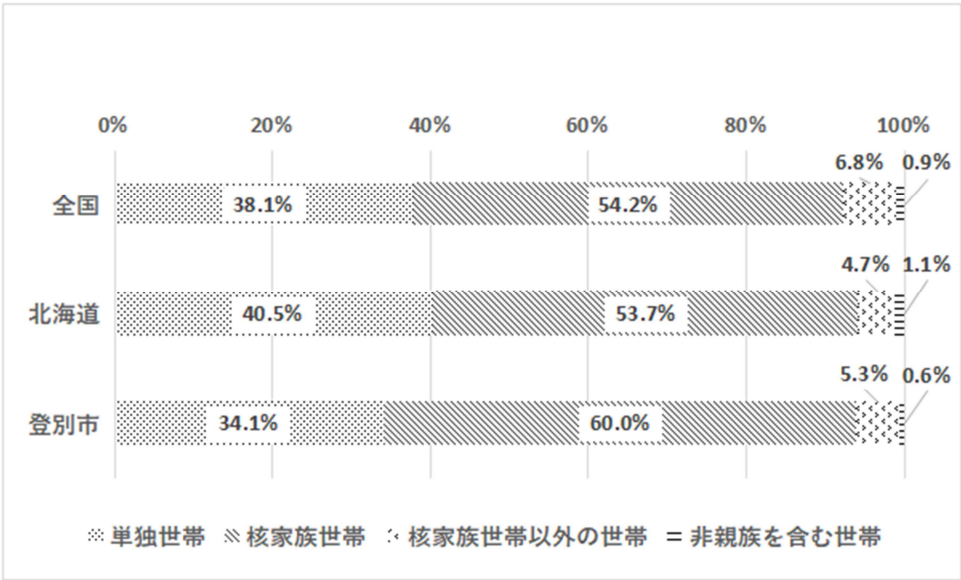
資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

④児童のいる世帯の状況

令和2年の国勢調査によると、市の一般世帯数は20,885世帯で、そのうち「単身世帯」が7,123世帯（34.1%）、「核家族世帯」と「核家族世帯以外の世帯」の合計が13,625世帯（65.3%）という構成になっています。

また、「核家族世帯」は12,520世帯（60.0%）となり、最も多くを占めています。核家族世帯のうち、「夫婦と子ども」の世帯は36.3%を占めており、父子世帯は2.4%、母子世帯は13.5%となっています。

一般世帯数の構成比



(注) 構成比(%)は一般世帯数に占める割合
資料：令和2年国勢調査

核家族世帯の状況

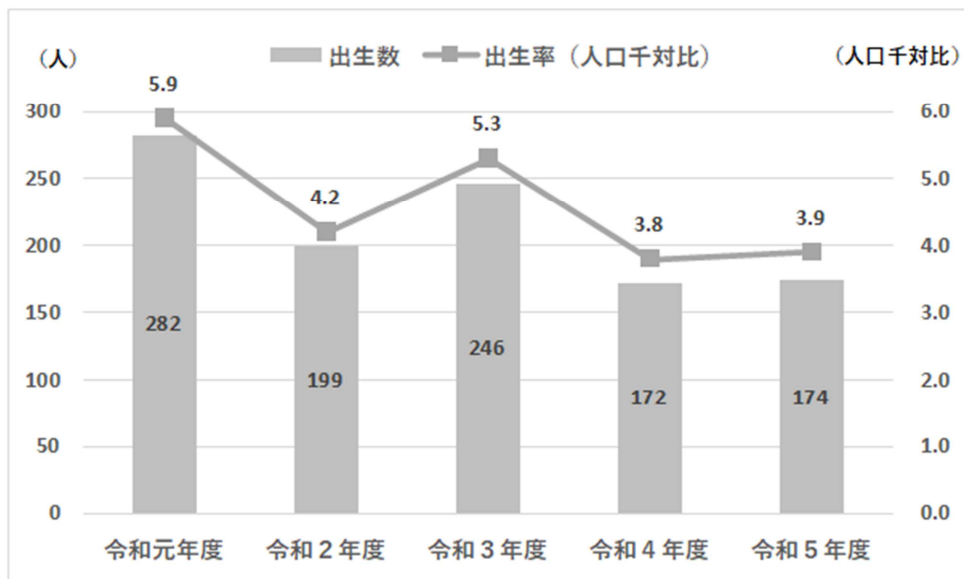
	核家族世帯	核家族世帯内訳			
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども
全国	30,110,571	11,158,840	13,949,190	738,006	4,264,535
構成比%	100.0%	37.0%	46.3%	2.5%	14.2%
北海道	1,324,406	584,819	511,571	29,921	198,095
構成比%	100.0%	44.2%	38.5%	2.3%	15.0%
登別市	12,520	5,979	4,546	301	1,694
構成比%	100.0%	47.8%	36.3%	2.4%	13.5%

(2) 出生数の状況

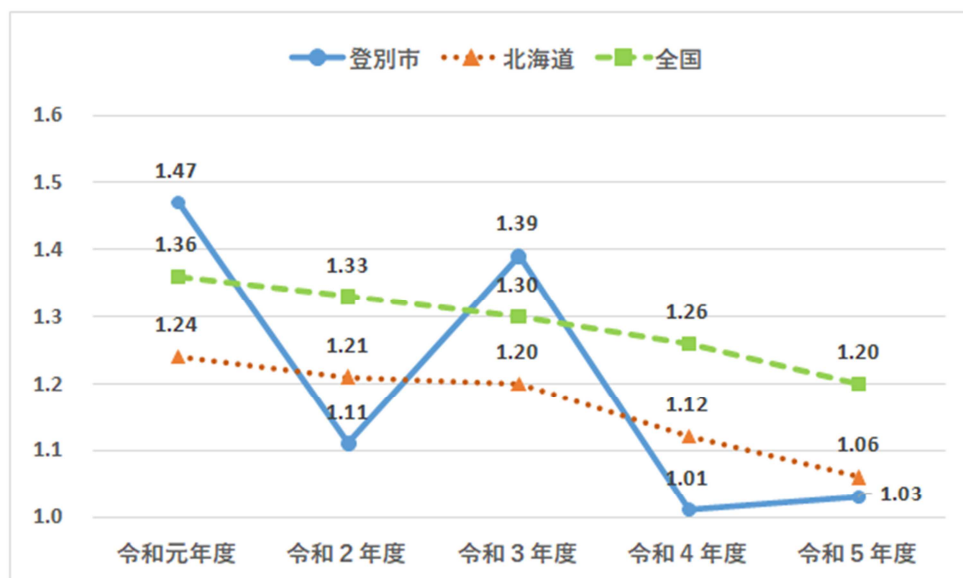
市の出生数は年度によりばらつきがあり、令和5年度の出生数174人、出生率（人口1,000人に対する出生者の割合）は3.9となっています。

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産むことものの人数）も年度によりばらつきがあり、令和5年度は1.03となっています。

出生数の推移



合計特殊出生率の推移

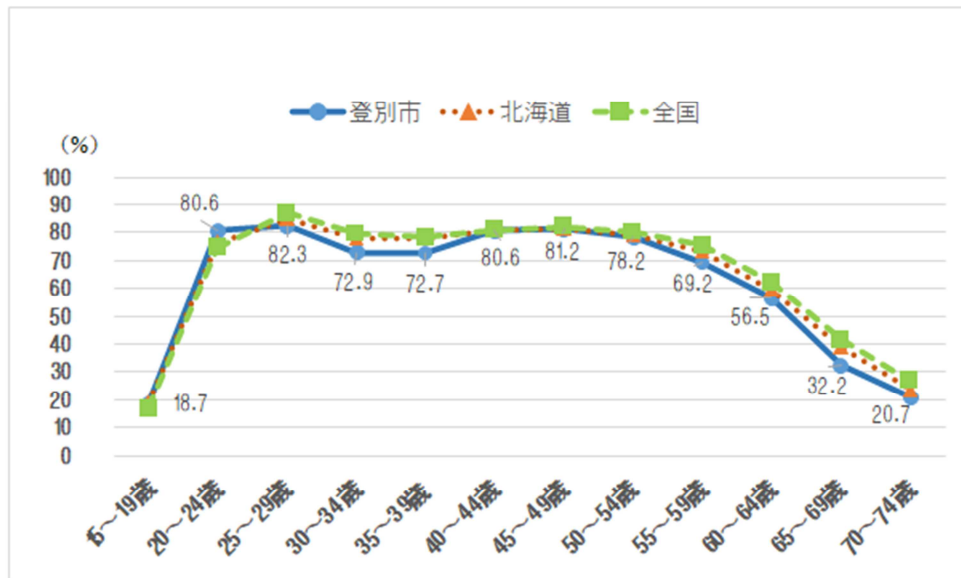


資料：国 人口動態統計（厚生労働省）
北海道 北海道保健福祉年報及び北海道ウェブサイト

(3) 就業の状況

子育てと仕事との両立に関連して、女性の年齢階級別労働力率をみると、「20～24歳」の労働力率は80.6%ですが、「35～39歳」72.7%まで低下し、「40～44歳」では再び80.6%に上昇しております。

女性の年齢階級別労働力率

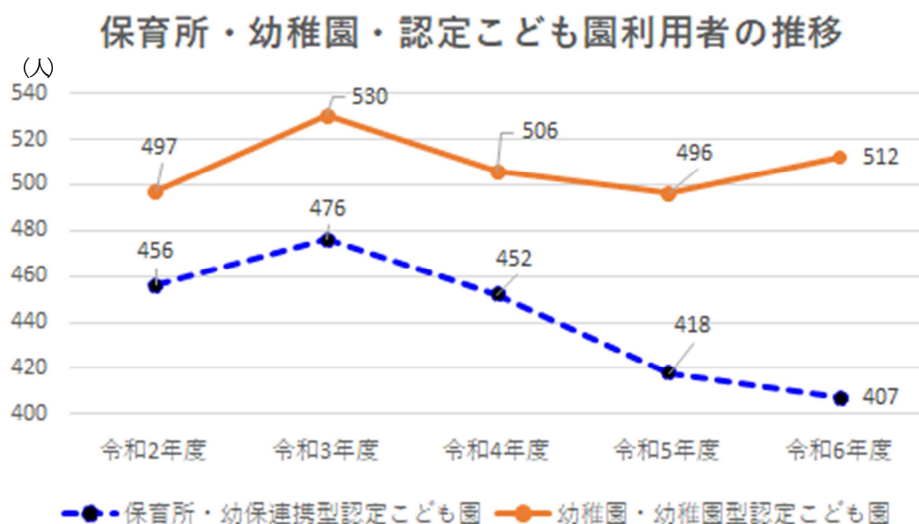


資料：令和2年国勢調査 労働力状態不詳を含まず算出

2 教育・保育の状況

(1) 就学前の教育・保育の利用状況

市内には公立の保育所が4か所、私立の幼稚園が1か所、私立の認定こども園が4か所あります。令和6年9月現在、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下、保育施設という。）の利用者数は407人、幼稚園及び幼稚園型認定こども園（以下、認定こども園等という。）の利用者数は512人となっています。対象年齢人口に占める利用率で見ると、保育施設は31.3％、認定こども園等は71.3％となっています。



各年度3月31日現在（令和6年度のみ9月1日現在）

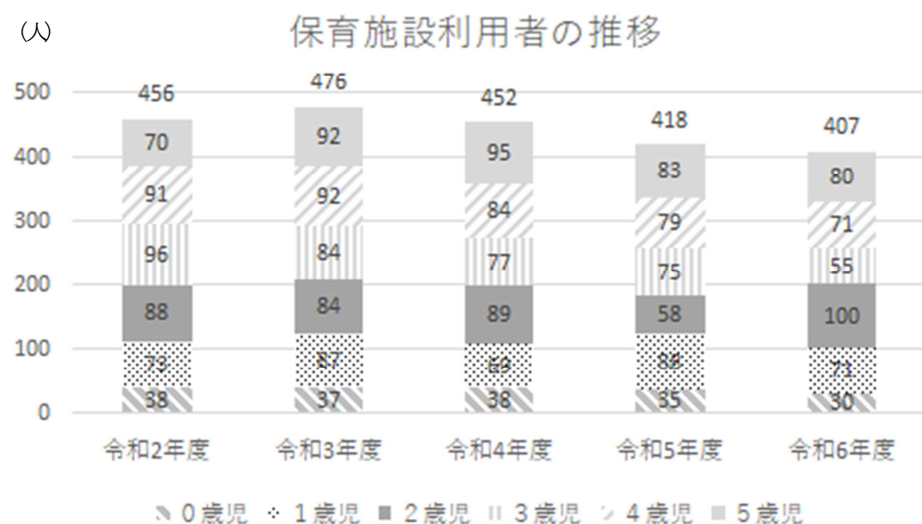
保育施設及び認定こども園等の利用率の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育施設	0～5歳人口	1,726	1,645	1,544	1,414	1,300
	利用者（人）	456	476	452	418	407
	利用率（％）	26.4％	28.9％	29.3％	29.6％	31.3％
認定こども園等	3～5歳人口	924	914	834	811	718
	利用者（人）	497	530	506	496	512
	利用率（％）	53.8％	58.0％	60.7％	61.2％	71.3％

各年度3月31日現在（令和6年度のみ9月1日現在）

①保育施設利用状況

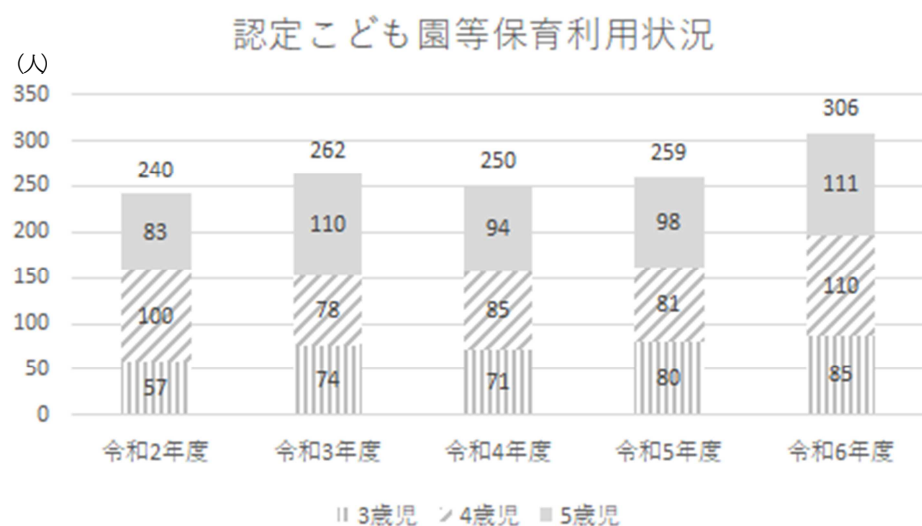
保育施設5か所の定員総数は480人です。保育施設全体の利用者数は、令和6年407人、定員充足率は84.8%となっています。



各年度3月31日現在（令和6年度のみ9月1日現在）

②認定こども園等保育利用状況

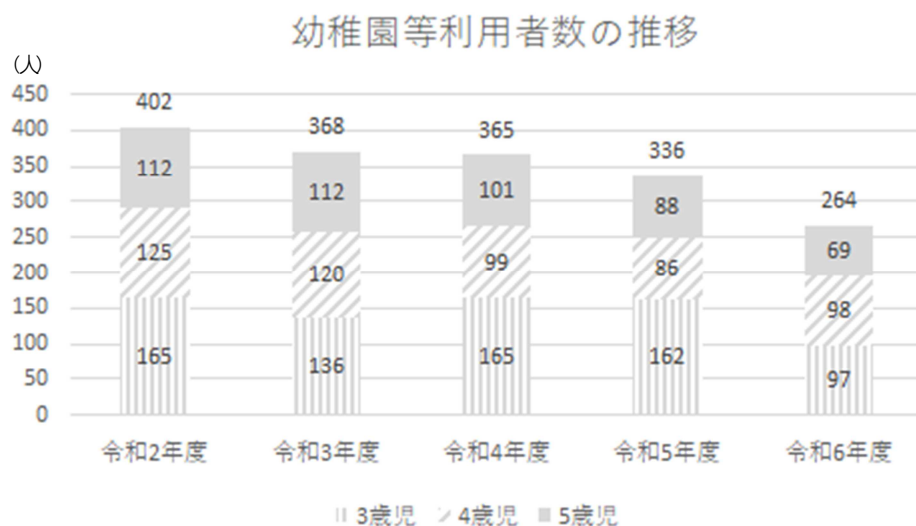
認定こども園3園の保育認定（2号認定及び新2号認定）及び幼稚園1園の新2号認定の令和6年の利用者数は306人であり、増加傾向となっています。



各年度3月31日現在（令和6年度のみ9月1日現在）

③幼稚園及び認定こども園教育認定（１号認定）利用状況

幼稚園及び認定こども園の１号認定の令和６年は利用者数２６４人であり、減少傾向となっています。



各年度3月31日現在（令和6年度のみ9月1日現在）

④認可外施設の利用状況

市内には認可外の保育施設が４か所あり、令和６年９月現在、４１人が利用しています。

(人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	10	16	17	11	8
1歳	8	9	16	12	13
2歳	15	9	9	14	13
3歳	0	1	1	4	3
4歳	2	4	0	1	3
5歳	2	1	4	0	1
計	37	40	47	42	41

各年度3月31日現在（令和6年度のみ9月1日現在）

(2) 児童・生徒数

市内には小学校が8校、中学校が5校あります。令和6年5月現在、小学校児童は1,784人、中学校生徒は842人となっています。

(ウ)

		令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
小学校	学校数(校)	8	8	8	8	8
	学級数(クラス)	99	98	95	96	93
	在籍児童数(人)	1,985	1,892	1,871	1,837	1,784
中学校	学校数(校)	5	5	5	5	5
	学級数(クラス)	43	44	43	43	43
	在籍生徒数(人)	1,035	1,032	950	888	842

各年5月1日現在

3 ニース調査結果の概要

計画策定に先立って実施した「ニース調査」及び「実態調査」の結果を紹介します。

(1) 子ども・子育て支援に関するニース調査

① 調査の概要

調査地域 登別市全域

調査対象 就学前児童調査：市内在住の就学前児童の保護者

小学生調査：市内在住の小学1年生から6年生までの児童の保護者

調査方法 郵送配布・WEB 回答による回収

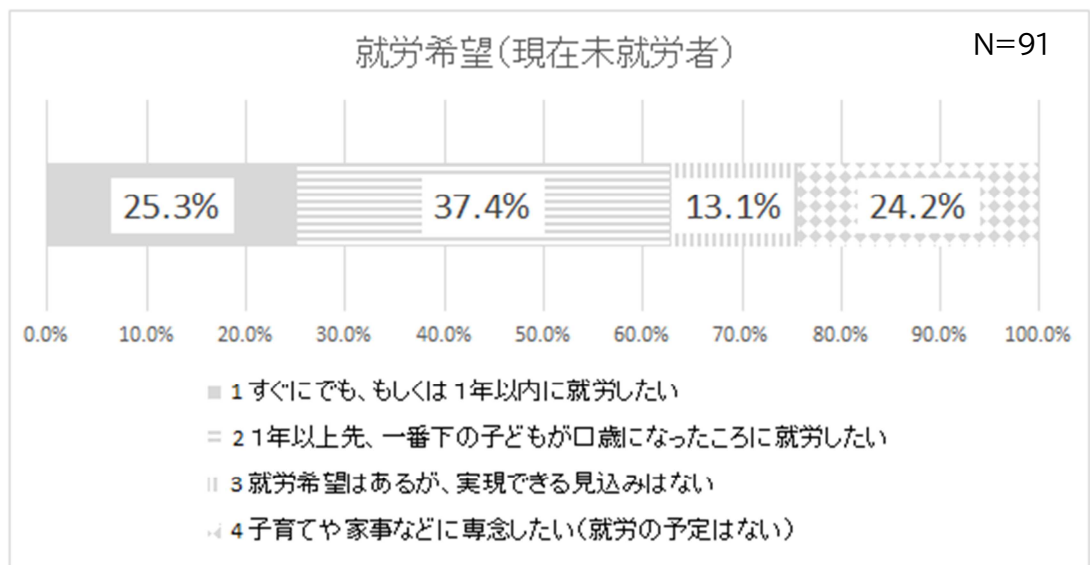
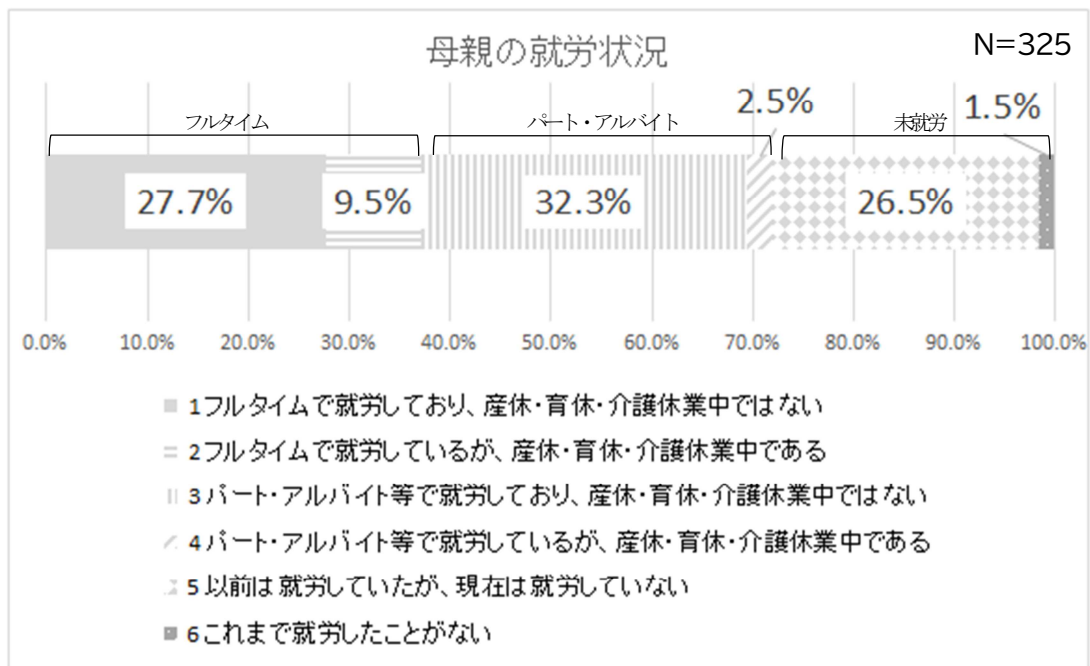
調査機関 令和6年8月2日（金）～令和6年8月22日（木）

回収結果

調査種類	配布件数	回答数	有効回答率
就学前児童調査	900 件	325 件	36.1%
小学生調査	900 件	317 件	35.2%

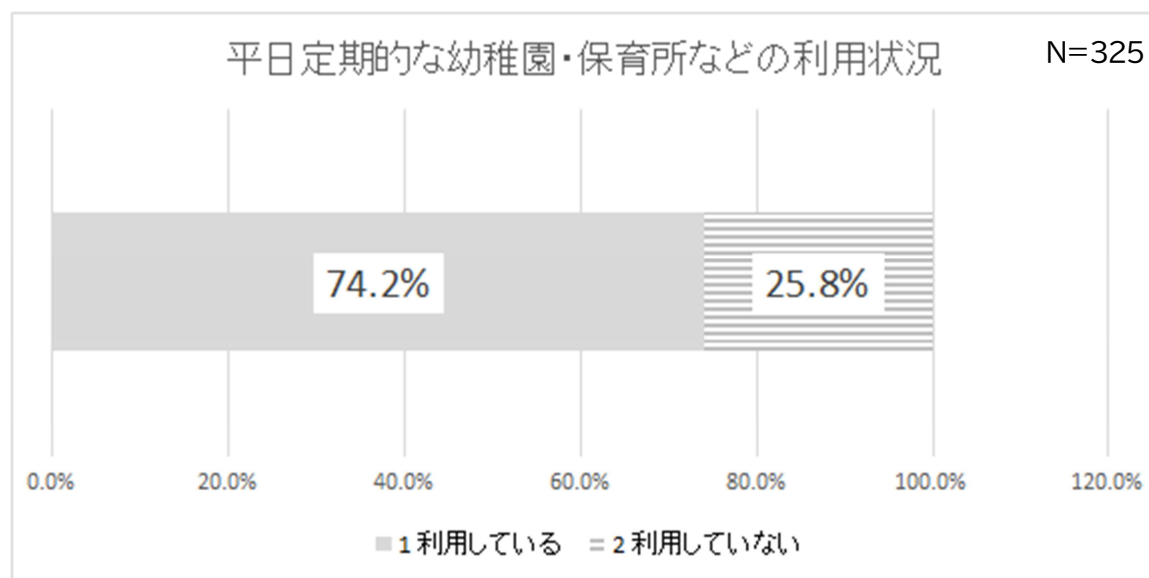
② 保護者の就労状況（就学前児童）

母親の就労状況は、フルタイムが37.2%、パートタイム等が34.8%となり、就労者が約7割を占めています。また、未就労は28%と約3割を占めていますが、そのうち25.3%が1年以内の就労意向を示しています。

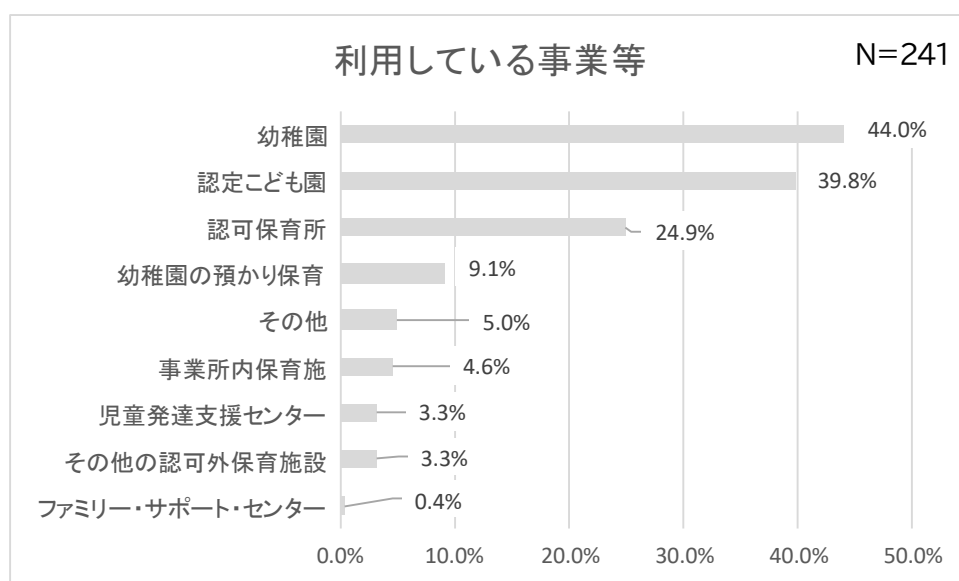


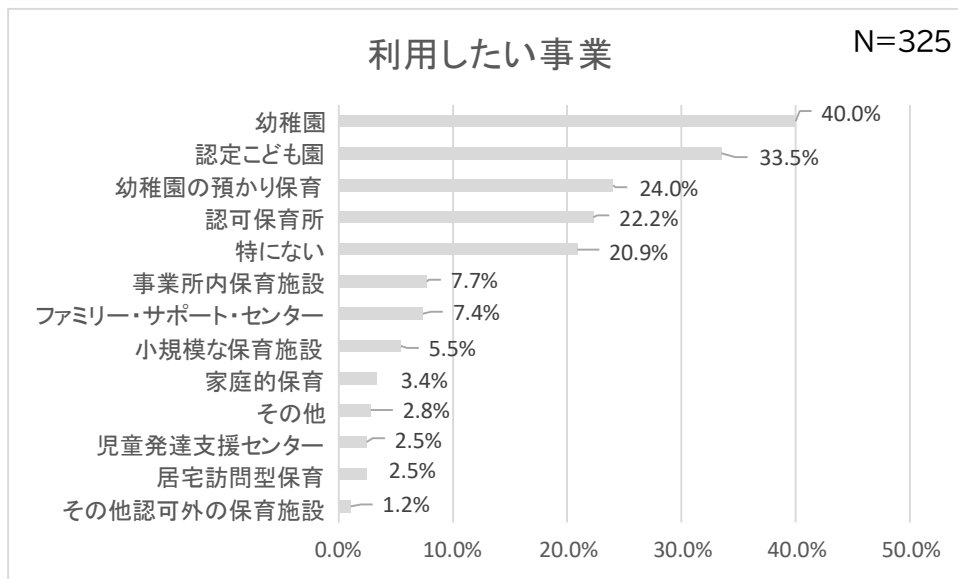
③ 教育・保育の利用状況（就学前児童）

幼稚園・保育所などを平日定期的に「利用している」は74.2%、「利用していない」は25.8%となっています。



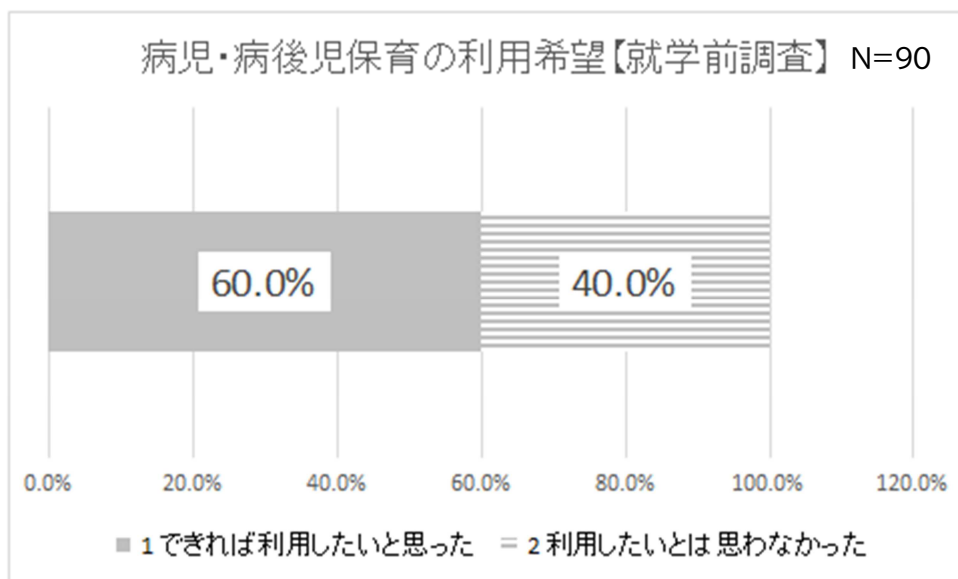
平日定期的にご利用している事業の内訳としては、「幼稚園」が44.0%で最も多く、「認定こども園」が39.8%、「認可保育所」が24.9%と続いています。利用希望との差を見ても大きな違いはありませんが、幼稚園の預かり保育で利用希望が24.0%と大きく増加しています。





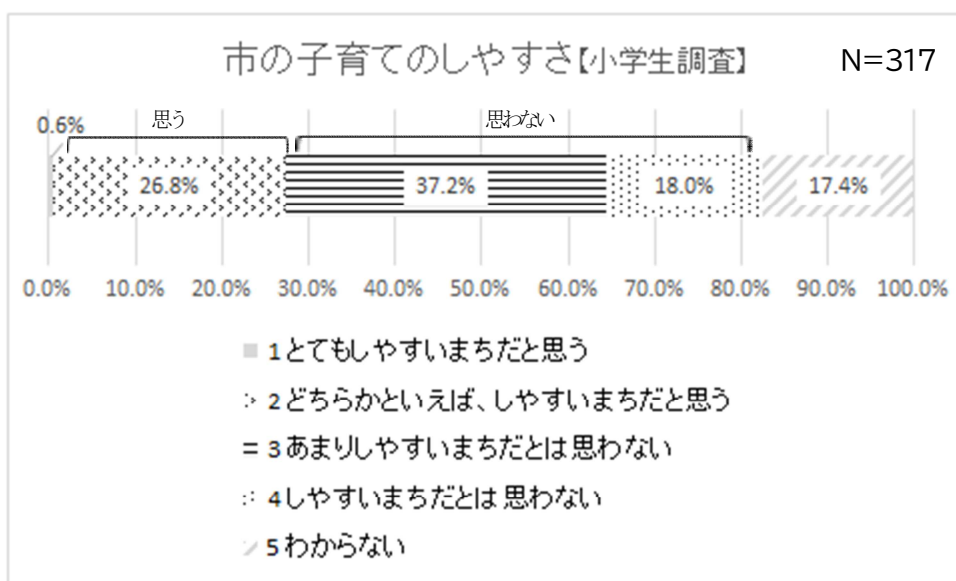
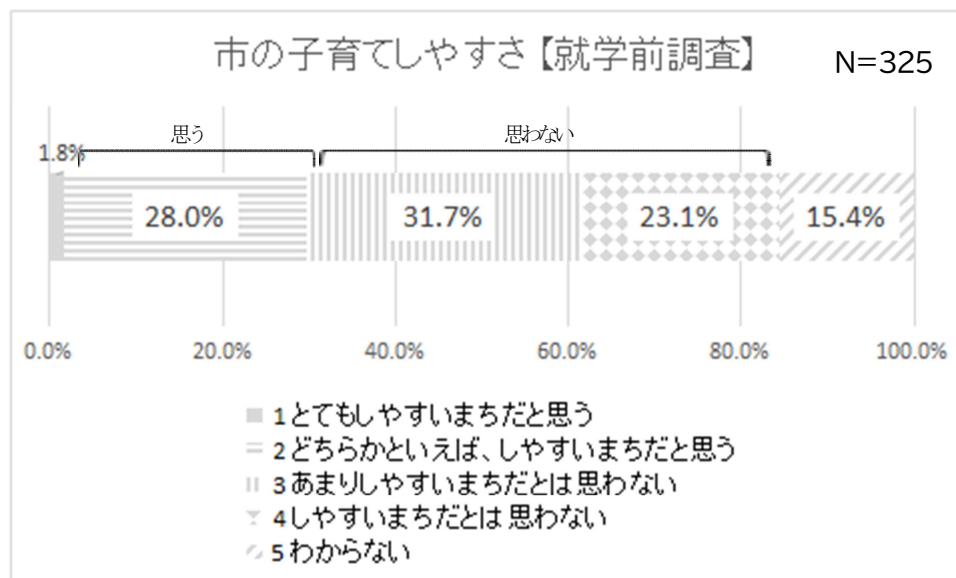
④ 病児保育への利用希望について（就学前児童）

こどもが病気や怪我で幼稚園や保育所などを利用できず、父親または母親が休んだと回答した方のうち、病児・病後児保育を「できれば利用したいと思った」が60.0%となっています。



⑤ 市の子育てのしやすさ

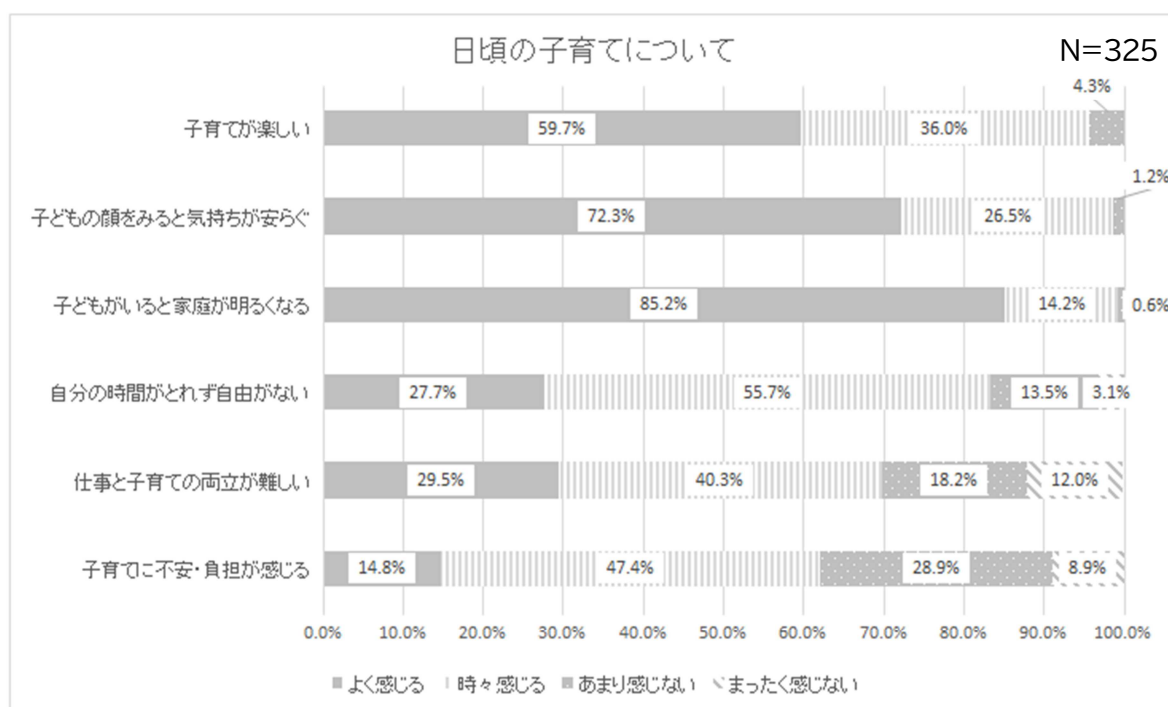
市の子育てのしやすさについては、「しやすい」は就学前、小学生ともに約3割程度となっています。



⑥ 日頃の子育てについて（就学前児童）

日頃、子育てをしていて《よく感じる》《時々感じる》こととしては、「子育てが楽しい」（95.7%）、「こどもの顔をみると気持ちが安らぐ」（98.8%）、「こどもがいると家庭が明るくなる」（99.4%）といったプラス的な項目ではいずれも約9割となっています。

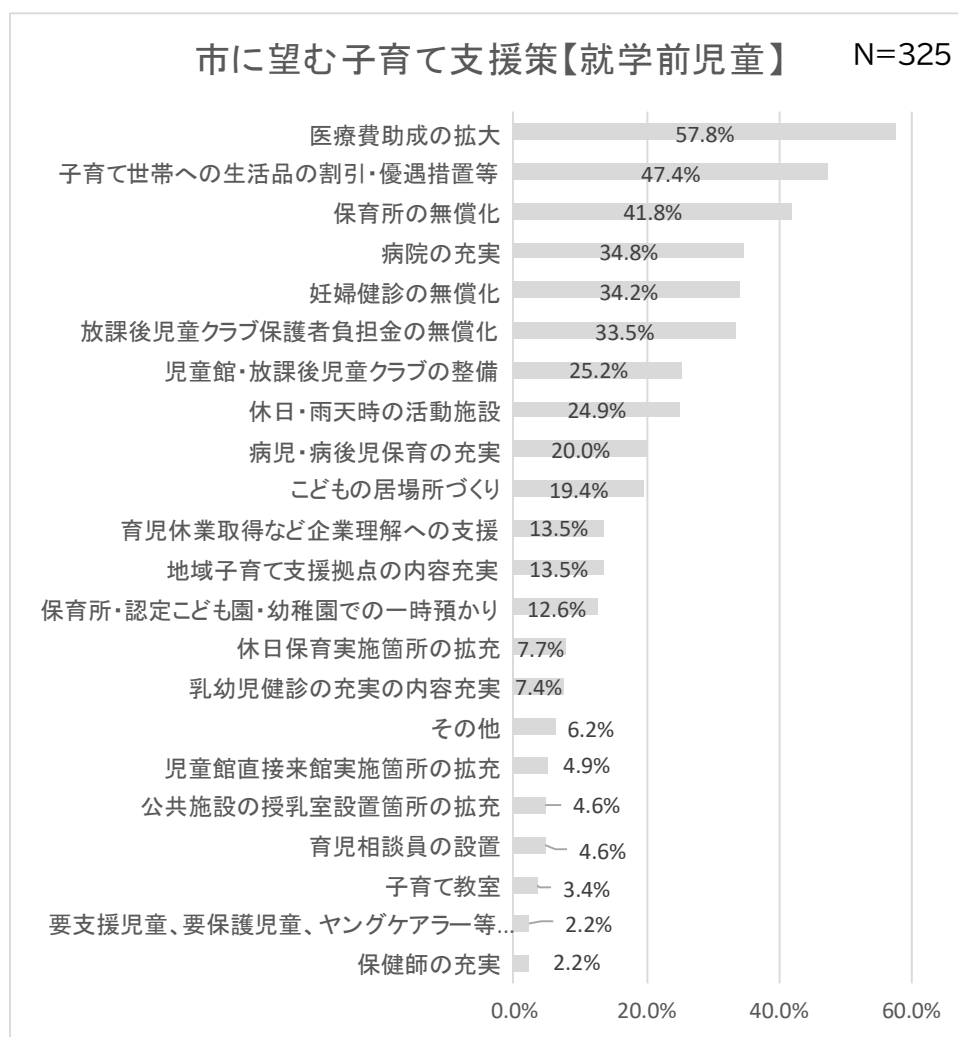
一方、マイナス的な項目では、「自分の時間がとれず自由がない」（83.4%）と最も多く、「仕事と子育ての両立が難しい」（69.8%）、「子育てに不安・負担を感じる」（62.2%）では約6割台となっています。



⑦ 市に望む子育て支援策

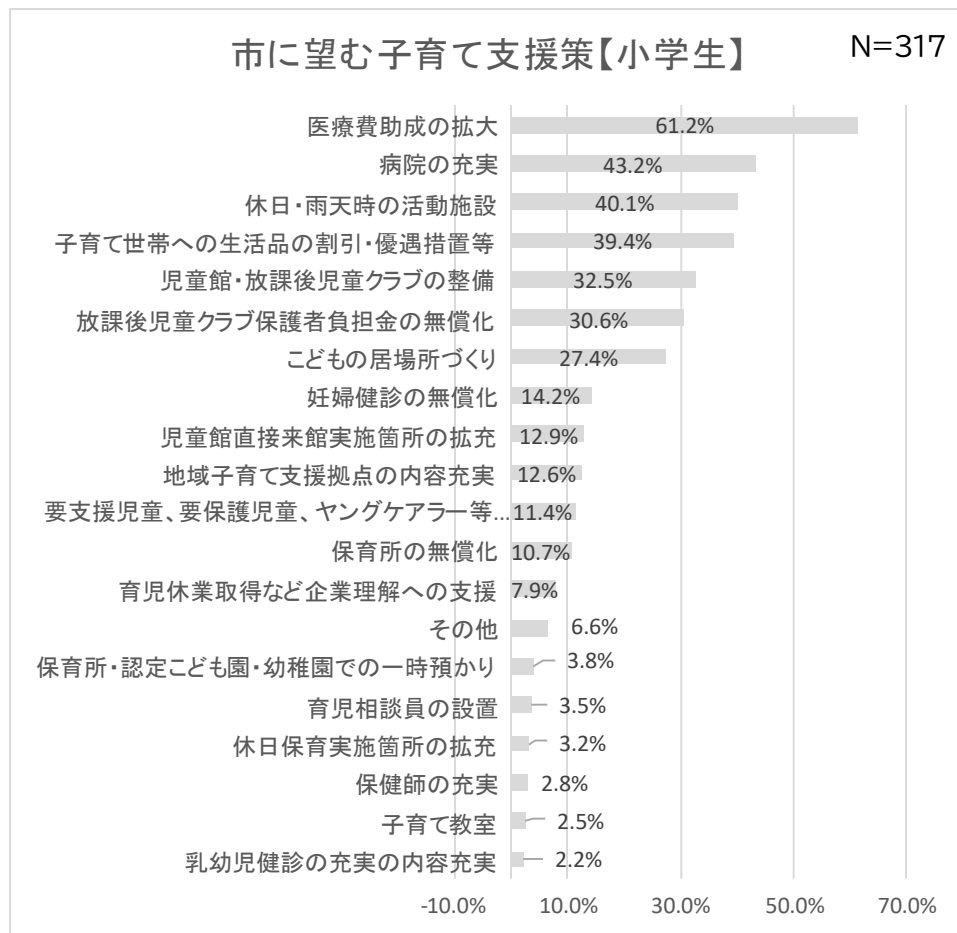
【就学前児童】

市に望む子育て支援策について、就学前児童では、「医療費助成の拡大」(57.8%)が最も多く、次いで「子育て世帯への生活品の割引・優遇措置等」(47.4%)、「保育所の無償化」(41.8%)、「病院の充実」(34.8%)、「妊婦健診の無償化」(34.2%)、「放課後児童クラブ保護者負担金の無償化」(33.5%)と続いています。



【小学生】

小学生では、「医療費助成の拡大」(61.2%)が最も多く、次いで「病院の充実」(43.2%)、「休日・雨天時の活動施設」(40.1%)、「子育て世帯への生活品の割引・優遇措置等」(39.4%)、「児童館・放課後児童クラブの整備」(32.5%)、「放課後児童クラブ保護者負担金の無償化」(30.6%)が続いています。



(2) こどもの生活実態調査

①調査の概要

調査地域 登別市全域

調査対象 こども用アンケート：市内在住の小学5年生から18歳以下のこども

保護者用アンケート：市内在住の小学5年生から18歳以下のこどもの保護者

調査方法 小学5年生から中学3年生のこどもとその保護者：小・中学校での配付－WEB 回答

16歳から18歳のこどもとその保護者：郵送での配布－WEB 回答

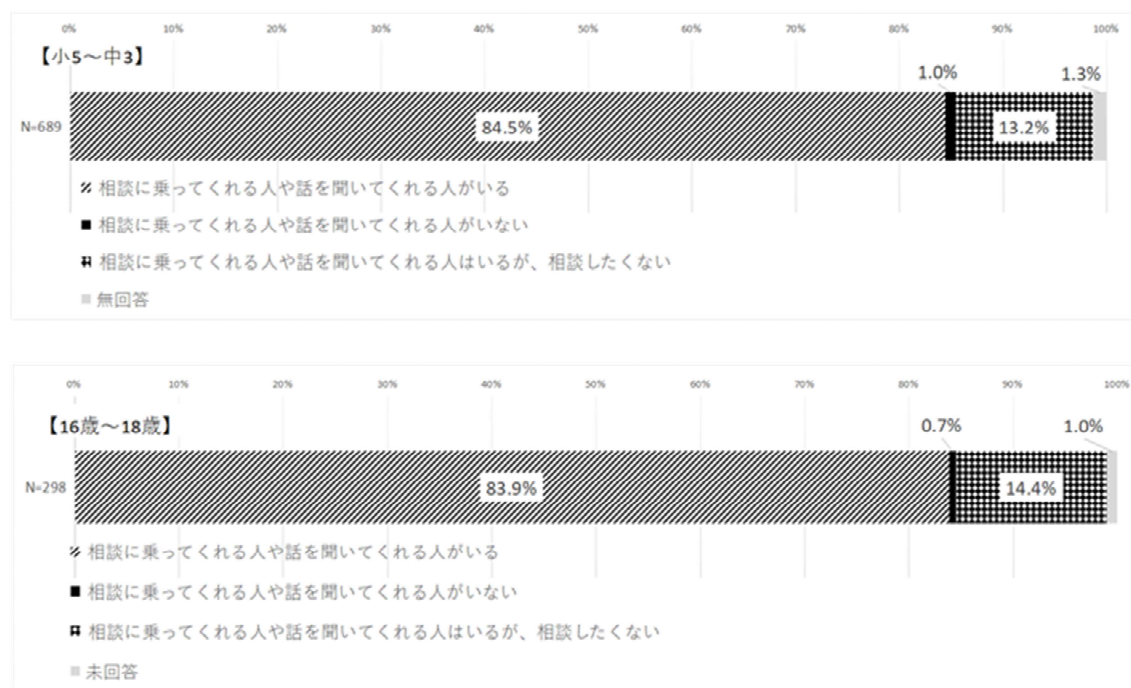
調査期間 令和6年8月27日(火)～令和6年9月13日(金)

回収結果 下記の通り

調査名	対象者数	回収数	回収率
1. 小学5年生から中学3年生用 こどもアンケート	1,572件	689件	43.8%
2. 16歳から18歳用 こどもアンケート	1,136件	298件	26.2%
3. 小学5年生から中学3年生用 保護者アンケート	1,572件	564件	35.8%
4. 16歳から18歳用 保護者アンケート	1,136件	280件	24.6%
合 計	5,416件	1,831件	33.8%

②困っているときの相談について

困っているときに相談できる人については、小学校5年生～中学3年生、16歳～18歳ともに「相談に乗ってくれる人や話を聞いてくれる人がいる」が8割を超えています。



また、相談しやすい窓口の形については、各選択肢の上位2つでみると、すべての選択肢において「どちらとも言えない」の回答が多く、3割程度となっています。

「相談窓口にあなたが出かけて行く、対面での相談」について、小学校5年生～中学3年生、16歳～18歳は「あまり利用したくない」「利用したくない」が多いですが、保護者については「まあ利用したい」が多くなっています。

「相談窓口の担当者があなたのもとを訪問しておこなう、対面での相談」については、全体的に「あまり利用したくない」「利用したくない」が多くなっています。

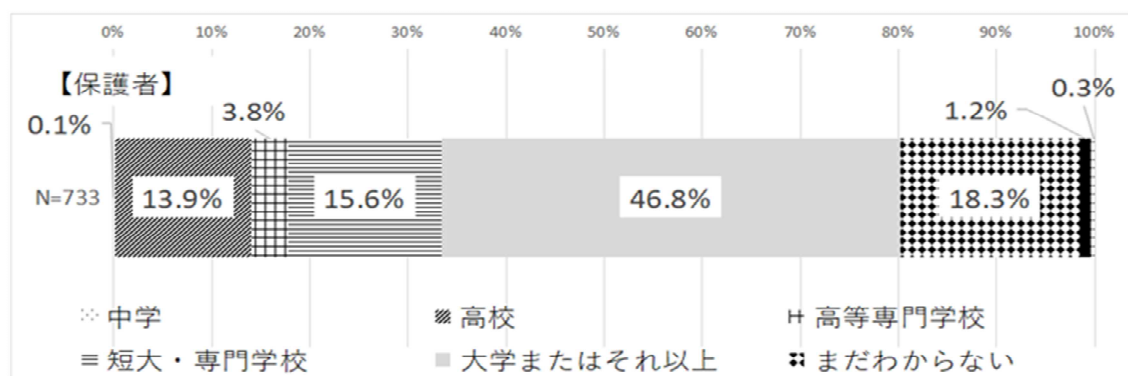
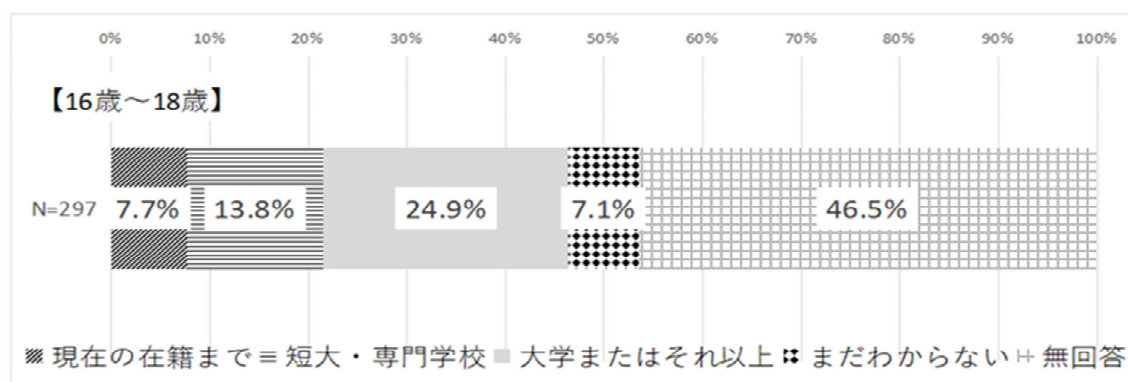
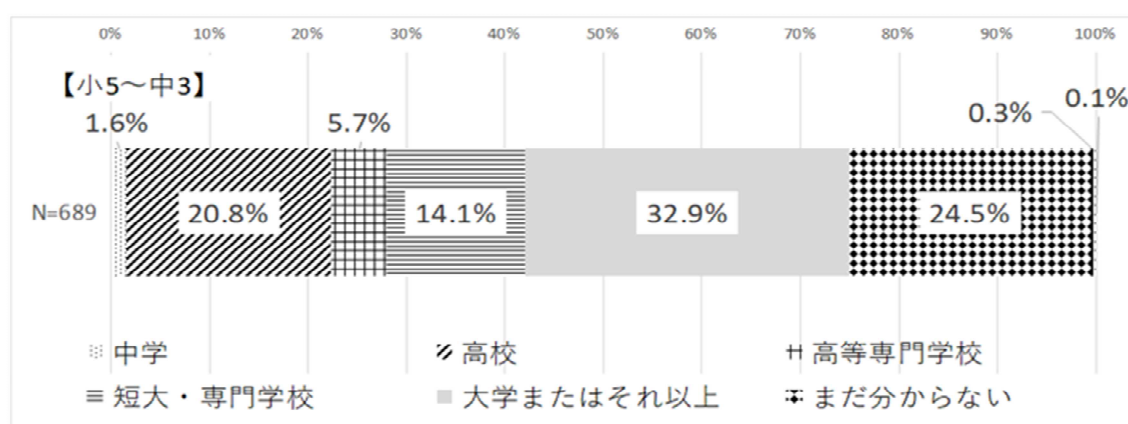
また、「相談窓口の担当者との、電話での相談」「相談窓口で開設している、インターネットの相談サイトでのメールによる相談」「相談窓口で開設している、LINEやメッセージなどのSNSを使用した相談」については、「まあ利用したい」が全体的に2割以上となっています。

小5～中3(N=689) 16歳～18歳(N=298) 保護者(N=733)	利用したい	まあ利用 したい	どちらとも 言えない	あまり利用 したくない	利用したく ない	無回答
1. 相談窓口にあなたが出かけて行く、対面での相談						
小5～中3	5.8 %	13.3 %	28.8 %	23.6 %	25.9 %	2.6 %
16歳～18歳	4.7 %	12.1 %	31.9 %	22.8 %	27.5 %	1.0 %
保護者	13.1 %	29.6 %	37.0 %	12.3 %	6.5 %	1.5 %
2. 相談窓口の担当者があなたのもとを訪問しておこなう、対面での相談						
小5～中3	3.5 %	12.3 %	26.6 %	24.4 %	30.6 %	2.6 %
16歳～18歳	3.4 %	7.0 %	28.2 %	27.5 %	32.9 %	1.0 %
保護者	3.1 %	10.2 %	32.6 %	29.3 %	22.9 %	1.9 %
3. 相談窓口の担当者との、電話での相談						
小5～中3	9.9 %	24.2 %	26.6 %	18.0 %	19.0 %	2.3 %
16歳～18歳	7.4 %	20.1 %	27.5 %	18.8 %	23.2 %	3.0 %
保護者	11.7 %	30.6 %	35.3 %	13.1 %	7.5 %	1.8 %
4. 相談窓口で開設している、インターネットの相談サイトでのメールによる相談						
小5～中3	12.8 %	22.8 %	25.8 %	15.2 %	20.3 %	3.1 %
16歳～18歳	14.1 %	20.8 %	34.6 %	9.7 %	18.1 %	2.7 %
保護者	11.6 %	29.5 %	36.0 %	11.1 %	10.1 %	1.7 %
5. 相談窓口で開設している、LINE やメッセージなどのSNSを使用した相談						
小5～中3	11.9 %	22.6 %	26.6 %	14.7 %	21.8 %	2.4 %
16歳～18歳	16.8 %	24.2 %	31.5 %	9.1 %	17.1 %	1.3 %
保護者	11.7 %	33.3 %	30.8 %	11.7 %	11.1 %	1.4 %

③受けたい（受けさせたい）教育段階

受けたい（受けさせたい）教育段階については、全体的に「大学またはそれ以上」が最も多くなっています。

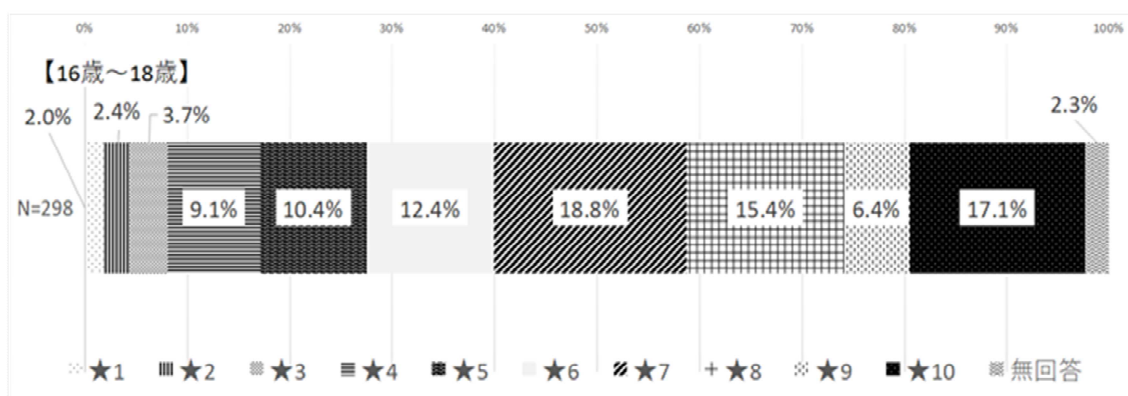
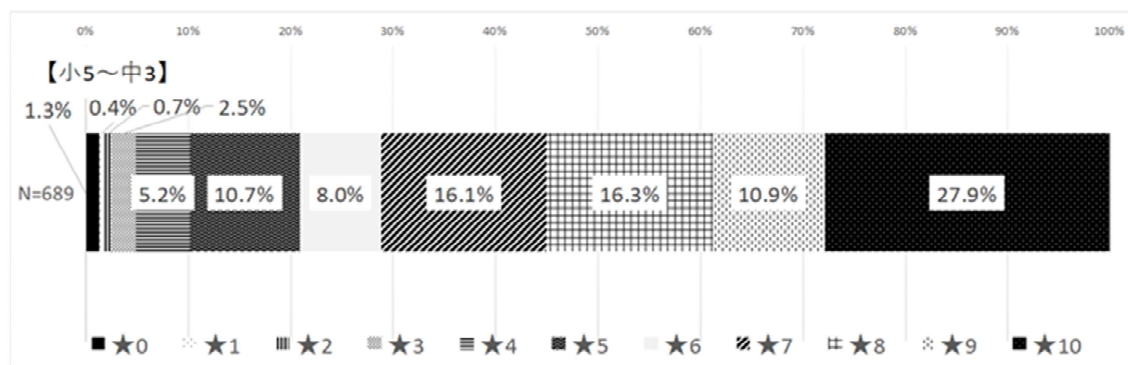
また、世帯収入ごとにこどもの受けたい教育段階をみると、550万円以上のこどもは「大学またはそれ以上」を選ぶ割合が最も高くなっています。また、550万円未満のこどもにおいても、「大学またはそれ以上」の割合が最も高いですが、「高校」「短大・専門学校」「まだわからない」を選ぶ割合が550万円以上のこどもより高い傾向となっています。



④最近の生活に対する満足度

「★0」を満足していない、「★10」を満足とした生活に対する満足度について、小学校5年生～中学3年生、16歳～18歳ともに「★10」が最も高くなっています。

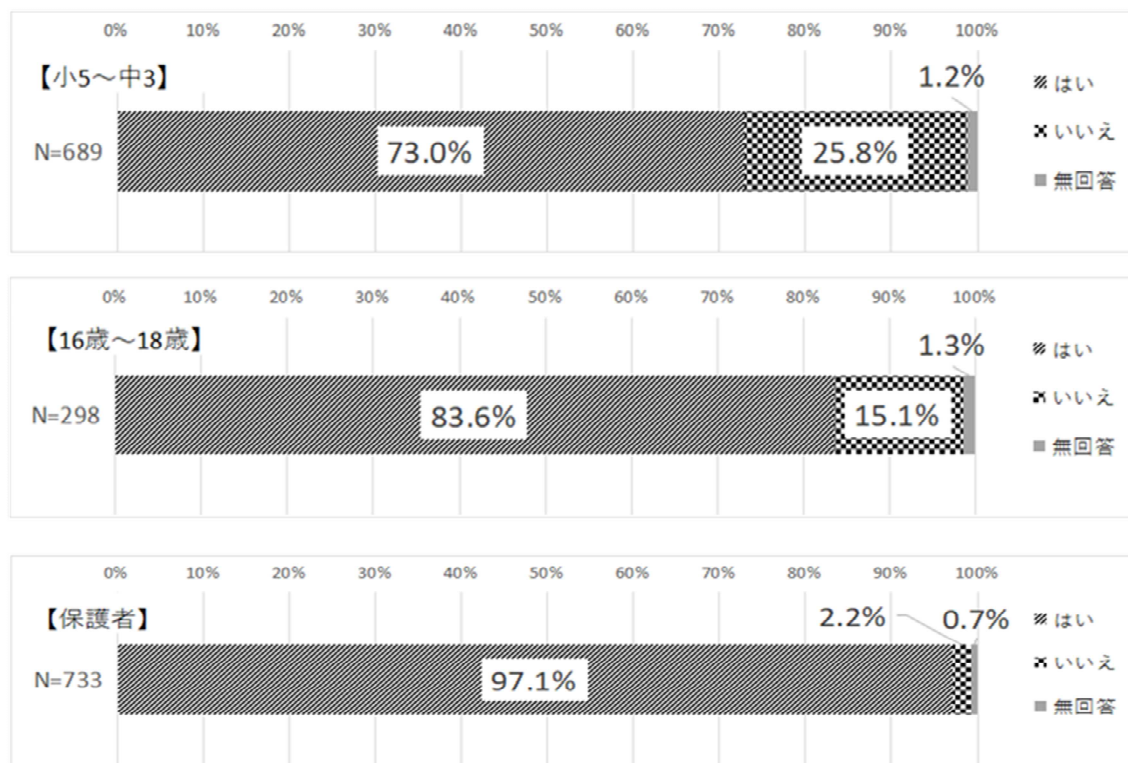
また、世帯の状態（両親世帯、ひとり親世帯）や収入状況に関わらず、「★6」以上が全体の7割を超えています。



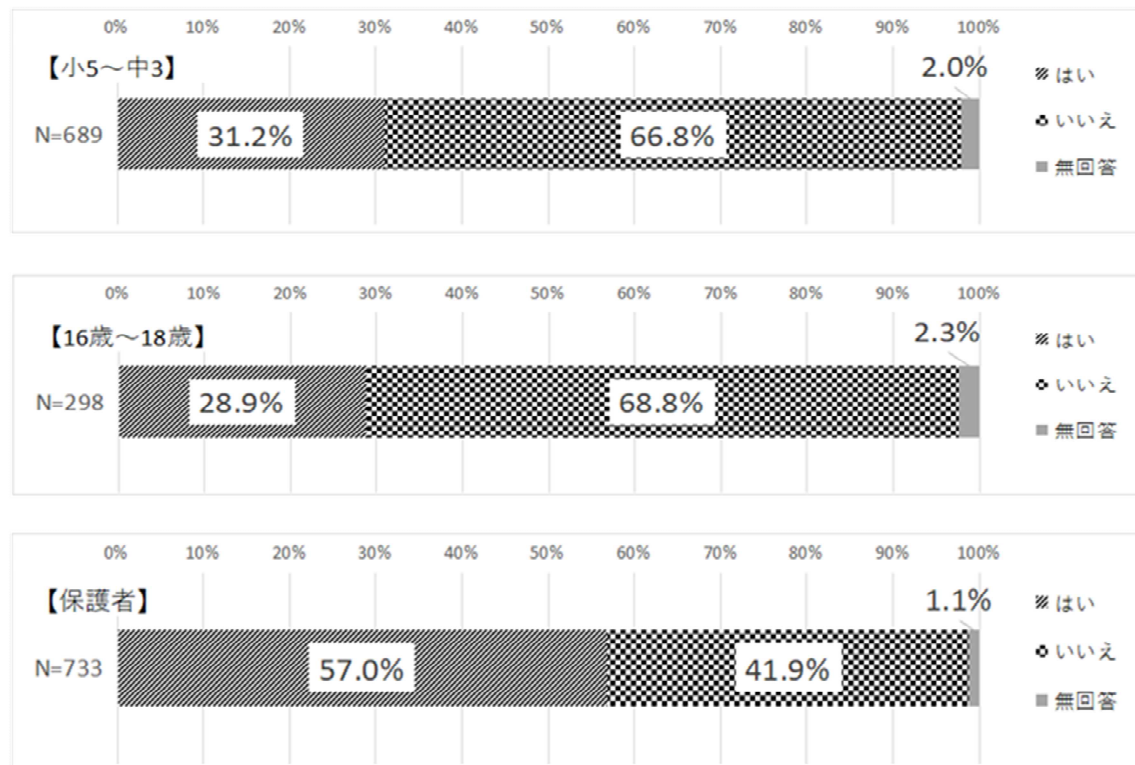
⑤こども食堂の認知度について

こども食堂の認知度について、「こども食堂」という言葉を聞いたことがある割合は全体の7割を超えていますが、市内に「こども食堂」があることを知っている割合は小学校5年生～中学3年生、16歳～18歳で3割程度、保護者は6割程度まで減少しています。

「こども食堂」という言葉を聞いたことがある



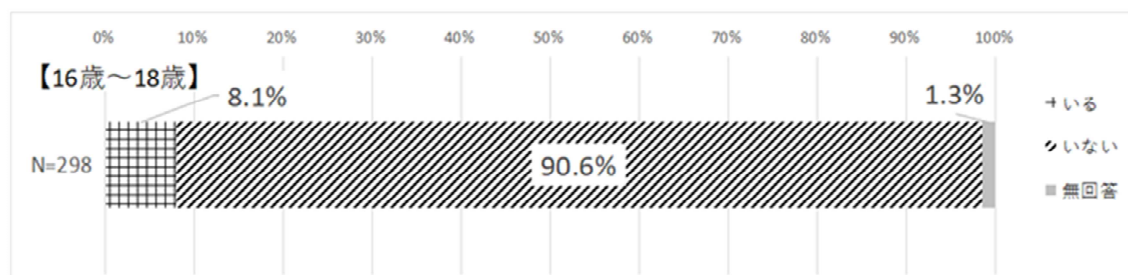
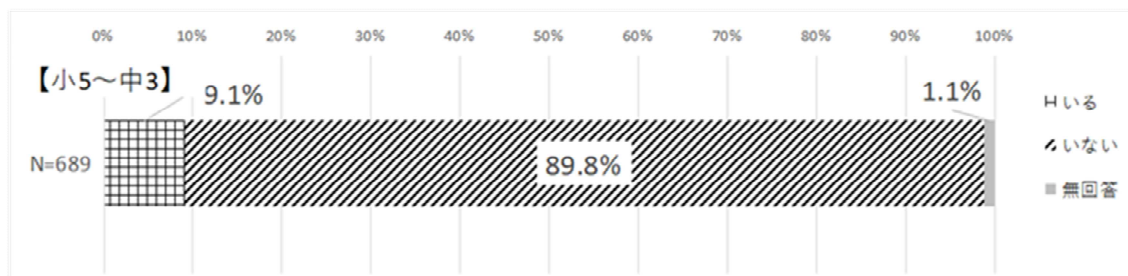
市内に「こども食堂」があることを知っている



⑥家族の中で世話が必要な人の有無

家族の中での世話が必要な人について、「いない」が小学校5年生～中学3年生、16歳～18歳ともに8割を超えていますが、「いる」としたこどもも一定数いることが分かります。

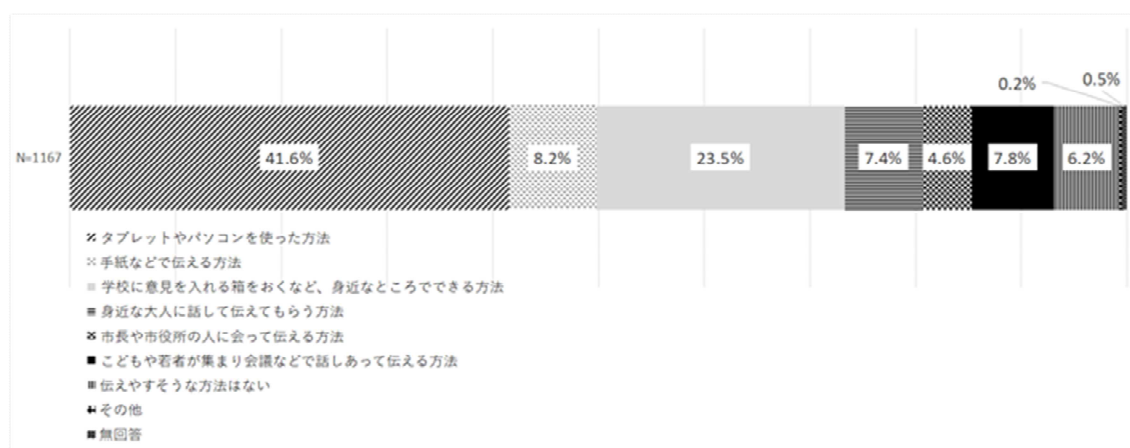
また、「いない」と回答したこどもでも、「弟」や「妹」など家族の世話をすることが当たり前になっており、「世話をしている」という認識をしていない場合も考えられます。



⑦市に意見を伝える権利（「子どもの権利」）を守るための方法

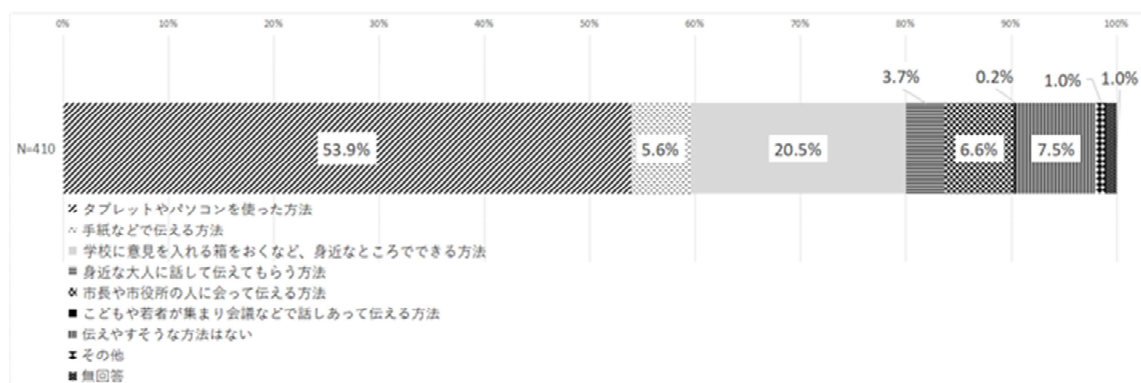
【小学校5年生～中学3年生】

市に意見を伝えるための方法について、小学校5年生～中学3年生では、「タブレットやパソコンを使った方法」が41.6%と最も高く、以下、「学校に意見を入れる箱をおくなど、身近なところでできる方法」（23.5%）、「手紙などで伝える方法」（8.2%）、「子どもや若者が集まり会議などで話しあって伝える方法」（7.8%）が続いています。



【16歳～18歳】

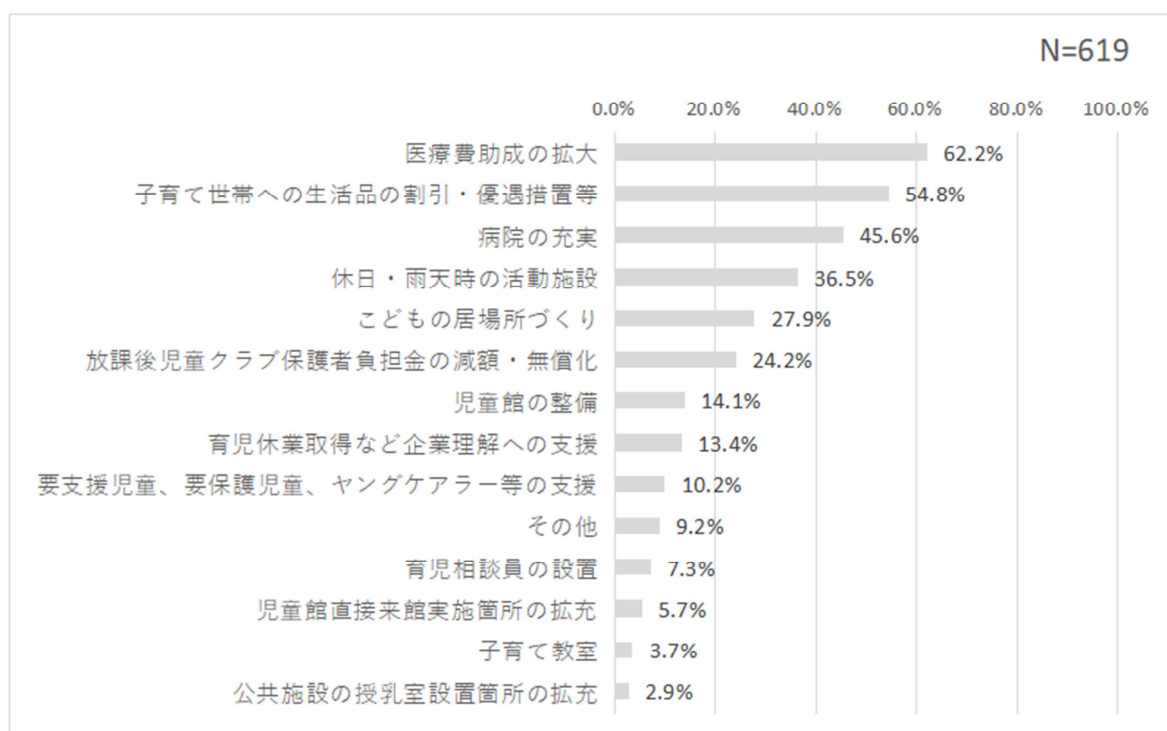
16歳～18歳では、「タブレットやパソコンを使った方法」が53.9%と最も高く、以下、「学校に意見を入れる箱をおくなど、身近なところでできる方法」（20.5%）、「伝えやすそうな方法はない」（7.6%）、「市長や市役所の人に会って伝える方法」（6.6%）が続いています。



⑧市に望む子育て支援策

【保護者】

市に望む子育て支援策について、「医療費助成の拡大」が62.2%と最も高く、以下、「子育て世帯への生活品の割引・優遇措置等」(54.8%)、「病院の充実」(45.6%)、休日・雨天時の活動施設(36.5%)、こどもの居場所づくり(27.9%)が続いています。



第3章 計画の基本的な考え方

少子化の急速な進行、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化、情報化の進展など、子育てやこどもを取り巻く社会の環境は大きく変化しており、多くの子育て家庭が子育ての孤立感や負担感を感じていること、家庭や地域の養育力が低下していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることなどが問題となっています。

また、スマートフォンの普及等により、SNSに起因するトラブルや、インターネット利用におけるこどもの性犯罪被害等の防止、いじめの認知件数の増加、不登校など、こどもにとって身近に潜む危険への対応が必要です。

これらのほか、こどもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率（国が実施した「国民生活基礎調査」において一定基準を下回る手取り収入しか得ていない世帯員の割合）が、大人が2人以上いる世帯に比べ高い水準であり、支援を必要とするこどもやその家族が多く存在しています。

市では、こども計画の策定に当たり、こどもや子育て家庭を取り巻く状況として、人口と世帯等の状況や教育・保育の状況を分析し、ニーズ調査や実態調査の結果を振り返るとともに、今後の児童数の推計を行いました。

これらを踏まえながら、こども施策を総合的かつ計画的に推進するには、第2期登別市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、「一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す」考えを基本に、基本理念を定め、その実現のため施策を体系化し、子ども・子育て支援に関する施策の展開を図っていきます。

1 基本理念

**安心して子どもを生み
健やかに育て
明るい未来をつくるまち**

市では、これまでも「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、『安心して子どもを生み、健やかに育てる環境作り』をテーマに掲げ、子育て家庭全体を支援してきました。

こどもは「未来の夢」「次代の希望」であり、次代を担うこどもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基本的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

この計画においては、これまでのテーマを理念として継承し、こどもの意見を大切にし、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連携でつくり上げていくため、基本理念を定めます。

2 基本目標

前述の基本理念をベースに、次の基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

**すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に
幸福な生活を送ることができるまち**

3 基本方針

目標を達成するため、施策推進のためのⅠからⅥまでの6つの基本方針を次のとおり設定し、重点的に施策を推進していきます。

Ⅰ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、 権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や困難を抱える時に助けを求める方法などを学べるよう周知するとともに、保護者や幼児教育・保育に携わる者、子育て当事者の支援に携わる者などのおとなに対し、こども・若者が権利の主体であることを周知します。

Ⅱ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

こどもや若者が意見を表明し、社会参画できるように多様な方法で情報提供を行うほか、貧困、虐待、いじめ、不登校など困難な状況におかれたこども・若者、ヤングケアラーなどへの支援や、こどもの意見が施策に反映されるよう意見聴取を行います。

また、こどもが安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる居場所づくりに取り組みます。

Ⅲ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する

子育てや教育に関する経済的負担の軽減や妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目無い保健・医療の確保に取り組みます。こどもの年齢や発達の段階に応じ、様々な遊びや体験ができるよう機会の創出に取り組みます。

Ⅳ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

経済的な面のほか心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲など、「子どもの権利」を損なわないよう生活の安定に資するための支援を充実していきます。また、障がいや発達の特性などへの適切な支援、児童虐待の防止、自殺防止に取り組みます。

Ⅴ 若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現に取り組む

就職のための支援や子育てのために離職した親に対する就業を支援し、仕事と子育ての両立を促進します。また、結婚に伴う新生活スタートへの支援に取り組むとともに、共働き・共育を推進します。

VI 施策の整合性を確保するとともに、関係団体・関係機関、地域住民等との連携を重視する

本計画に関係する部局間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、積極的に市民へ情報提供するとともに、子育て支援に関する国や北海道への必要な要望を行い、市と関係団体・関係機関、地域住民等と協力し、取り組めます。

4 計画の体系

目標	基本方針	主な取組の方向性
全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまち	I 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	(1)子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
	II 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	(1)子ども・若者、子育て当事者の意見の適切な反映 (2)子どもの居場所づくりの推進 (3)いじめ防止 (4)不登校の子どもへの支援
	III 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する	(1)生活環境の整備 (2)子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長と遊びの充実 (3)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (4)子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (5)成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 (6)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (7)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
	IV 良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	(1)子どもの貧困対策 (2)障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (3)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (4)子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
	V 若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現に取り組む	(1)高等教育の修学支援 (2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 (3)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 (4)共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	VI 施策の整合性を確保するとともに、関係団体・関係機関、地域住民等との連携を重視する	(1)施策の推進体制等

5 各ライフステージにおける取組

ライフステージを通して

こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映
生活環境の整備
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
子育てや教育に関する経済的負担の軽減
こどもの貧困対策
障がい児支援・医療的ケア児等への支援
児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長と遊びの充実
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

学童期・思春期

こどもの居場所づくりの推進
いじめ防止
不登校のこどもへの支援
成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

青年期

高等教育の修学支援
就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

6 施策の展開

「登別市子ども・子育て支援事業計画」に加え、こどもの貧困の解消及び子ども・若者に関する施策を新たに盛り込み、こども基本法の施行を踏まえて、こどもの意見を施策に反映する取組の実施や、貧困による困難を抱える家庭への支援、子育てに関わるすべての市民が本市でこどもを生みたい、育てたいと思えるよう、計画の体系に沿って、子ども・子育て当事者、若者への支援に関する施策の展開を図ります。

子ども・子育て支援法で定める「教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」については、国から示される基本指針等に沿って、それぞれ「教育・保育事業の量の見込み」「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

また、その他の事業については、一律で目標値を設定することが困難であるものの、今後の進捗状況や点検・評価の必要性を踏まえ、その目安となる令和5年度末の実施状況等を記載しています。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方

この計画における、ニーズ調査を基にした量の見込みからは、次の課題があげられます。

① 1～3号認定※全体では、既存の供給量で対応できていない区分があり、保育所の需要は増加傾向にあります。

② 2号認定で学校教育の利用希望が強いため、幼稚園での長時間保育や土曜日の預かり保育が求められていると推察される。

これらの課題を解決するためには、需要を踏まえ、引き続き既存の教育・保育施設を教育・保育両方に対応できる認定こども園とする必要があるほか、企業主導型保育施設の地域枠利用分や定員の弾力分により対応します。

※ 1～3号認定とは、次表の認定区分により、こどもの年齢や保護者の就労状況や意向等に応じ、どの施設を利用できるかを市町村が決める仕組みです。

教育・保育の量の見込みと確保方策は、国から示される基本方針等に沿って、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）について、認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、次の認定区分ごとに設定します。また、設定した量の見込みに対応するよう、確保方策（利用定員）及びその実施時期を定めます。

認定区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	教育の利用希望が強い家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	3～5歳	保育の必要性が認められ、学校教育の利用希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
	3～5歳	保育の必要性が認められる家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	0～2歳	保育の必要性が認められる家庭等	認定こども園・保育所・地域型保育施設

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、5年の計画期間（令和7年度から令和11年度）における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、これを踏まえた上で、事業の供給量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての「確保方策」を定めることとされています。

また、国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、各市町村において「教育・保育の提供区域（以下、「提供区域」という。）を定めることとなっています。

提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

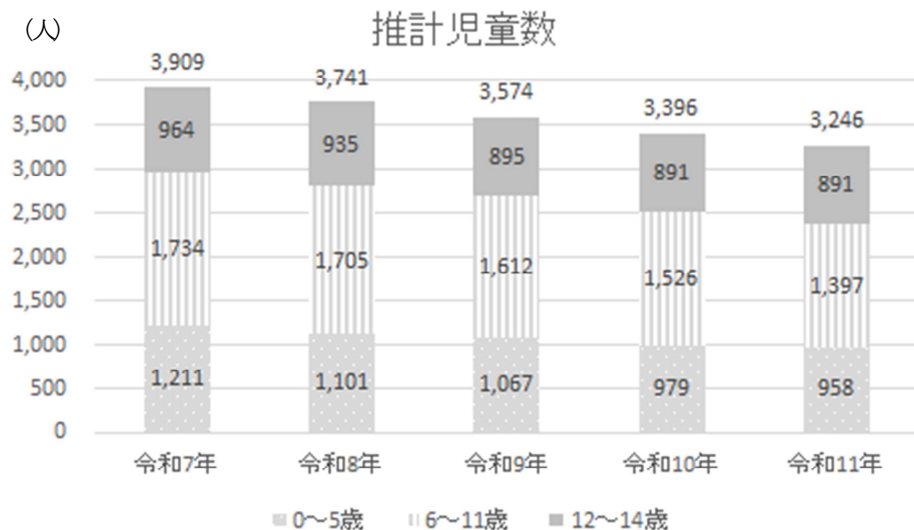
本市では、これまでの市の教育・保育施設の整備状況やサービス見込み量に関わる推計、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とすることで、計画期間中における需要量と供給量に対して十分かつ柔軟な対応が可能となることから、引き続き、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、特定のエリアに施設整備が偏在することのないよう、各地域の特性や課題に応じた柔軟な対応をしていくこととします。

また、市内には、公立保育所を4か所、市内の学校法人及び社会福祉法人が運営する幼保連携型認定こども園を1か所、幼稚園型認定こども園3か所及び幼稚園を1か所設置していますが、人口減少と保育需要の増加を考慮し、将来的な保育所設置数の検討を進める必要があります。

2 児童人口の推計値

計画期間中の児童人口は、0～5歳の就学前児童人口、6～11歳の就学後人口（小学生）、12～14歳の就学人口（中学生）ともに減少していくことが見込まれます。



(人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	163	157	153	151	147
1歳	169	168	162	158	156
2歳	173	169	168	162	158
3歳	247	174	170	169	163
4歳	191	245	173	169	168
5歳	268	188	241	170	166
6歳	254	268	188	241	170
7歳	276	251	265	186	238
8歳	298	279	254	268	187
9歳	328	299	280	255	269
10歳	282	329	299	280	256
11歳	296	279	326	296	277
12歳	329	294	277	324	294
13歳	317	329	294	277	324
14歳	318	312	324	290	273
合計	3,909	3,741	3,574	3,396	3,246

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

ここでは、ニース調査を基にした教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を認定区分ごとに表で示します。この結果、次の事項が明らかとなりました。

① 1～3号認定全体では、既存の供給量で対応できていない区分があり、保育所の需要は増加傾向にあります。

② 2号認定で学校教育の利用希望が強いため、幼稚園での長時間保育や土曜日の預かり保育が求められていると推察されます。

これらの課題を解決するためには、需要を踏まえ、既存の教育・保育施設を教育・保育両方に対応できる認定こども園とする必要があります。

このため、令和6年度には新たな認定こども園の設置を行い需要に対応するよう努めてきましたが、今後の保育需要の増加や学校教育の利用希望の高まりに対応するため、令和7年度以降も引き続き、公立保育所の民間委託・民間移譲を進めるとともに、認定こども園の設置を目指し、教育・保育の需要に対応します。

なお、近年、保育士等不足により保育需要に対応できていないことから、保育士等確保に向けた取組を進めます。

【表中の解説】

- ・「①必要利用定員総数」は、ニース調査の結果を基に、国が示した手引きの手順に沿って算出した「需要」の人数です。ただし、0歳児については実績と大きくかい離する見込み量のため、令和2年度～令和6年度の実績から算出しています。
- ・「②現状の認可定員数 等」は、現在の幼稚園・認定こども園及び保育所等の定員数であり、「供給」可能な人数です。
- ・「④確保方策」は、「③過不足」で生じている差について、どのように対応するかを示しています。
- ・「⑤過不足」については、「③過不足」で生じた不足を解消するため「④確保方策」を講じた後の差です。

1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園教育利用）

	実績		見込み		計画期間					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
① 必要利用定員総数	237人	206人	221人	190人	182人	160人	156人			
② 現状の認可定員数等	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人
幼稚園、認定こども園	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人
③ 過不足(②-①)	33人	64人	49人	80人	88人	110人	114人			
④ 確保方策	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人
教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人	270人
広域利用(室蘭市等)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
⑤ 過不足(④-①)	33人	64人	49人	80人	88人	110人	114人			

【提供体制・確保方策の考え方】

○令和7年度からの利用定員（幼稚園1園、認定こども園4園）は、270人となっており、計画期間中の必要利用定員を下回っておりますが、計画期間中におけるニーズ量を上回っていることから、提供体制は満たしています。

2号認定（3歳以上、保育所、認定こども園保育利用希望）

	実績		見込み		計画期間					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
① 必要利用定員総数	496人	512人	463人	397人	381人	333人	327人			
② 現状の認可定員数等	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人
幼稚園、認定こども園	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人
認可外保育施設										
③ 過不足(②-①)	△71人	△87人	△38人	28人	44人	92人	98人			
④ 確保方策	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人
教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人	425人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
⑤ 過不足(④-①)	△71人	△87人	△38人	28人	44人	92人	98人			

【提供体制・確保方策の考え方】

○令和7年度からの定員数（保育所4か所、認定こども園4か所）は425人となっており、令和7年度を除いて計画期間中におけるニーズ量を上回っていることから、提供体制は満たしています。利用定員の変更にに対応するとともに、預かり保育の活用を行いながら提供体制を確保します。

3号認定（0歳、保育所・認定こども園保育利用を希望）

	実績		見込み		計画期間					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
① 必要利用定員総数	51人	59人	51人	59人	49人	47人	46人	45人	44人	43人
② 現状の認可定員数等	41人	42人	41人	42人	45人	45人	45人	45人	45人	45人
教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	41人	42人	41人	42人	45人	45人	45人	45人	45人	45人
③ 過不足(②-①)	△10人	△17人	△10人	△17人	△4人	△2人	△1人	0人	1人	2人
④ 確保方策	41人	42人	41人	42人	49人	47人	46人	45人	45人	45人
教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	41人	42人	41人	42人	47人	45人	45人	45人	45人	45人
企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	2人	2人	1人	0人	0人	0人
⑤ 過不足(④-①)	△10人	△17人	△10人	△17人	0人	0人	0人	0人	1人	2人

【提供体制・確保方策の考え方】

○令和7年度からの定員数（公立保育所4か所、認定こども園1か所及び一時預かり事業【幼稚園型Ⅱ】※）は45人となっています。令和7年度から令和9年度までは計画期間中の必要利用定員を下回っていますが、企業主導型保育施設の地域枠利用分及び定員の弾力化により、提供体制を確保するとともに、保育需要が変化する場合においては、小規模保育施設事業の整備又は、幼稚園及び幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園への変更も検討します。また、保育所の入所年齢の拡大を目指して、提供体制の充実を図ります。

※ 幼稚園型Ⅱとは、幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の定期的な預かりを行う事業です。本市においては、待機児童対策として実施しています。

3号認定（1歳、保育所・認定こども園保育利用を希望）

	実績		見込み		計画期間									
	令5年	令和6年度	令6年	令和7年度	令7年	令和8年度	令8年	令和9年度	令9年	令和10年度	令10年	令和11年度		
① 必要利用定員総数	83	人	67	人	70	人	70	人	66	人	65	人	64	人
② 現状の認可定員数等	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人
教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人
③ 過不足（②－①）	20	人	36	人	33	人	33	人	37	人	38	人	39	人
④ 確保方策	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人
教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人	103	人
企業主導型保育施設	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
⑤ 過不足（④－①）	20	人	36	人	33	人	33	人	37	人	38	人	39	人

【提供体制・確保方策の考え方】

○令和7年度からの定員数（公立保育所4か所、認定こども園1か所及び一時預かり事業【幼稚園型Ⅱ】）は103人となっており、計画期間中におけるニーズ量を上回っていることから、提供体制は満たしています。

3号認定（2歳、保育所・認定こども園保育利用を希望）

		実績		見込み		計画期間					
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①	必要利用定員総数	58人	97人	66人	64人	64人	62人	60人			
②	現状の認可定員数等	101人	101人	101人	101人	101人	101人	101人			
	教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	101人	101人	101人	101人	101人	101人	101人			
③	過不足（②－①）	43人	4人	35人	37人	37人	39人	41人			
④	確保方策	101人	101人	101人	101人	101人	101人	101人			
	教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	101人	101人	101人	101人	101人	101人	101人			
	企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
⑤	過不足（④－①）	43人	4人	35人	37人	37人	39人	41人			

【提供体制・確保方策の考え方】

○令和7年度からの定員数（公立保育所4か所、認定こども園1か所及び一時預かり事業【幼稚園型Ⅱ】）は101人となっており、計画期間中におけるニーズ量を上回っていることから、提供体制は満たしています。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

国から示される基本指針等に沿って、令和7年度～令和11年度（5年間）における地域子ども・子育て支援事業のそれぞれ量の見込みを定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

なお、計画期間中の量の見込みについては、ニーズ調査の結果をもとに算出するほか、ニーズ調査の結果は期待値も含むため、実績と大きくかい離する見込み量の場合は、令和2年度～令和6年度の実績から見込み量を算出しています。

①利用者支援事業

【事業概要】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育資質や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和2年度に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、保健師や助産師などの専門職が妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じてケアプランの作成を行います。

令和7年度以降は、こども家庭センターを設置し、子育て世代包括支援センターの業務を引き継ぎます。

利用者支援事業

【単位：か所（設置箇所数）】

	実績		見込み		計画期間					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○子育て家庭が安心して相談できる地域子育て支援拠点施設を中心に、子ども・子育て支援に関する情報提供や利用援助等の総合的な支援を行うため、関係機関等とのネットワークの充実を図ります。

○こども家庭センターにおいて、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の強化に努めます。

②地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業

【単位：人回／月（1月あたりの利用回数）】

	【単位：千トン／月（1月あたりの利用回数）】						
	実績	見込み	計画期間				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,140	944	1,316	1,289	1,262	1,226	1,200
② 確保方策	1,140	944	1,316	1,289	1,262	1,226	1,200
②－①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、子育て支援センター3か所と子育てひろば1か所で、地域子育て支援拠点事業を実施しています。

○令和8年度中に中央子育て支援センターを閉鎖し、新たに新庁舎へ地域子育て支援拠点を開設してその機能の強化・充実を図ることを予定しています。

なお、新たな拠点の開設に伴い、市内の地域子育て支援拠点の再編を図ります。

③妊婦健診事業

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

妊婦健診事業

【単位：人（1年あたりの受診者数）】

	【単位：人(1年あたり)の受診者数】						
	実績	見込み	計画期間				
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2,080	2,310	2,240	2,170	2,100	2,030	1,960
②確保の内容	2,080	2,310	2,240	2,170	2,100	2,030	1,960
②－①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○妊婦に対する健康診査を年14回実施しています。

○今後もすべての妊婦に対し現行通り実施します。

④乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

【単位：人（1年あたりの訪問実人数）】

	実績	見込み	計画期間				
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	163	163	163	157	153	151	147
②確保の内容	163	163	163	157	153	151	147
②－①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、養育環境の把握、養育についての相談や助言を行っています。

○すべての乳児のいる家庭を対象として、実施率100%を目指します。

⑤産後ケア事業

【事業概要】

産婦の心身のケアや育児等のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援するため、産後1年未満の産婦及び乳児を対象に、産後ケア事業を「通所型」「居宅訪問型」「短期入所型」により実施します。

産後ケア

【単位：人日／年（1年あたりの利用回数）】

	【単位：千円／年（1円あたり100円当り）】						
	実績	見込み	計画期間				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	27	571	571	550	534	530	515
② 確保方策	27	571	571	550	534	530	515
②－①	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度までは対象が「心身の不調があり、身近に支援者がいない産婦」のため、上表の数値は参考値

【提供体制、確保方策の考え方】

○産後1年未満の産婦及び乳児に対し、必要な支援を行います。

⑥妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

出産・子育ての期間を通じて身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐことで、安心して出産・子育てができるよう、妊婦等に対して、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供その他の相談支援を実施します。

妊婦等包括相談支援事業

【単位：人日／年（1年あたりの利用回数）】

【単位：人口7千人あたりの利用回数】

	実績		見込み		計画期間					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
① 量の見込み	0	0	333	322	313	306	297			
② 確保方策	0	0	333	322	313	306	297			
②－①	0	0	0	0	0	0	0			

【提供体制、確保方策の考え方】

○妊婦等に対し、「妊娠届出時」「出産前」「出産後」の適切な時期にアンケートや面談を実施し、必要な支援を行います。

⑦養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家庭訪問を実施し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

養育支援訪問事業

【単位：人（1年あたりの訪問実人数）】

【単位：人（1年あたり）の訪問実人数】

	実績	見込み	計画期間				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	56	57	57	55	54	53	52
② 確保方策	56	57	57	55	54	53	52
②－①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家庭訪問を実施し、各関係機関と連携を図り必要な支援を行っています。

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な養育を行う事業です。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

【単位：人日（1年あたりの利用回数）】

	【単位：大口（1年あたり）の計画戸数】						
	実績	見込み	計画期間				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	84	137	168	153	148	135	133
② 確保方策	84	137	168	153	148	135	133
②－①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○令和元年度より、これまでの室蘭言泉学園への委託に加え、里親への委託を行い、提供体制の確保を図っています。

○今後も養育を必要とする方が利用できるよう、事業の周知に努めます。

⑨ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（提供会員）が会員となり、有償で子どもを自宅などで預かるなどの相互援助活動組織で、依頼会員は概ね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

ファミリー・サポート・センター

【単位：人日（1年あたりの利用回数）】

	実績	見込み	計画期間				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	936	602	732	716	669	637	576
②確保の内容	936	602	732	716	669	637	576
②－①	0	0	0	0	0	0	0

※ファミリー・サポート・センターに関する数値は就学児童のみを対象とした値です。

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、ファミリー・サポート・センターは、1か所で実施しています。

○各種広報による周知を行い、提供会員の確保を図ることにより、提供体制を確保します。

⑩一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

一時預かり事業

【単位：人日（1年あたりの利用回数）】

【単位：人日（1年あたり1人の利用回数）】

幼稚園型	実績	見込み	計画期間				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	17,965	8,188	13,449	11,563	11,125	9,696	9,487
② 確保方策	17,965	8,188	13,449	11,563	11,125	9,696	9,487
②－①	0	0	0	0	0	0	0

【単位：人日（1年あたりの利用回数）】

【単位：人口（1年あたりの利用回数）】

その他	実績	見込み	計画期間					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	469	433	419	433	419	389	380	
② 確保方策	469	433	419	433	419	389	380	
②－①	0	0	0	0	0	0	0	

【提供体制、確保方策の考え方】

○幼稚園及び認定こども園在園児を対象とした一時預かりについては、現在市内5か所（私立）で実施しており、現在の施設規模により計画期間中のニーズは確保されていることから、事業の継続を促します。

○その他の一時預かりについては、保育所等における一時保育と乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）による一時預かり、認定こども園における在園児以外を対象とした一時預かり、ファミリー・サポート・センターによる一時預かりがあります。

保育所等における一時保育は、現在、保育所2か所及び認定こども園1か所で実施しており、乳児等通園支援事業による一時預かり及び認定こども園における在園児以外を対象とした一時預かりは、現在各1か所ずつで実施しております。

計画期間中のニーズは確保されていることから、引き続き提供体制を確保します。

ファミリー・サポート・センターについては、現在1か所で実施しており、量の見込みを確保できることから、今後も継続していきます。

⑪延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

延長保育事業

【単位：人／年（1年あたりの利用人数）】

【単位：六ヶ年（1年あたり）の利用人数】

	実績	見込み	計画期間					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	223	130	206	188	182	167	164	
② 確保方策	223	130	206	188	182	167	164	
②－①	0	0	0	0	0	0	0	

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、保育所4か所及び認定こども園4か所のすべてで実施しており、定員についても設定せず、保護者の利用意向すべてに対応していることから、引き続き現在の提供体制を維持します。

⑫病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

病児・病後児保育事業

【単位：人日（1年あたりの利用回数）】

【単位：大口（1年あたり）の利用回数】

	実績		見込み		計画期間			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	0	48	2,782	2,532	2,454	2,251	2,203	
② 確保方策	0	48	720	720	1,440	1,440	1,440	
②－①	0	0	△ 2,062	△ 1,812	△ 1,014	△ 811	△ 763	

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、認定こども園1か所で病児保育事業（体調不良児対応型）を実施しています。

○今回のニーズ調査結果でも潜在ニーズがみられることから、今後、担い手の確保や環境整備といった課題をクリアし、令和8年度に閉鎖する中央子育て支援センターでの実施のほか、民間の特定教育・保育施設での実施の可能性を検討して確保に努めます。

⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員等の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業日にも実施します。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【単位：人／年（1年あたりの利用人数）】

	実績	見込み	計画期間				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	310	322	286	277	252	244	240
1年生	99	103	86	91	71	81	81
2年生	91	89	83	74	79	60	71
3年生	62	78	68	63	56	61	46
4年生	39	33	35	33	31	28	29
5年生	14	17	12	14	13	12	11
6年生	5	2	2	2	2	2	2
②確保の内容	320	350	350	350	350	350	350
②－①	10	28	64	73	98	106	110

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、市内7クラブでの受け入れ可能数は320人であり、令和6年度以降は350人となることから、計画期間中におけるニーズ量を上回っており、確保体制は整っています。

⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

本事業は、特定教育・保育施設等を利用する低所得で生計が困難な家庭の負担軽減を図るため、実費徴収される給食費や文房具等の購入に掛かる費用の一部を公費により補助するものです。

【今後の方向性】

対象者がいた際には、必要な補助を実施します。

⑮多様な主体が参入することを促進するための事業

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援法の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していく必要がありますが、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ、継続的に事業を運営し利用者との信頼関係を築いていくためには、一定の時間が必要です。

本事業は、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行うものです。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

⑯乳幼児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所に通所していない0歳6か月から2歳までの乳幼児がいる子育て家庭の多様なニーズに応えるため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業を実施します。

乳児等通園支援事業

【単位：人日】

		実績		見込み		計画期間							
		令和5年度	令和6年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度	令和9年度	令和9年度	令和10年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	① 量の見込み	0	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3
	② 確保方策	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	②－①	0	△1	△1	△1	△1	△1	△1	0	0	0	0	0
1歳児	① 量の見込み	0	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	② 確保方策	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	②－①	0	△4	△4	△3	△3	△3	△3	△3	△3	△3	△3	△3
2歳児	① 量の見込み	0	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8
	② 確保方策	0	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	②－①	0	△2	△2	△2	△2	△2	△2	△1	△1	△1	△1	△1

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、1か所で乳児等通園支援事業の前身であるこども誰でも通園制度（試行的事業）を実施しています。

○令和7年度からの定員数は15人となっています。計画期間中の量の見込みを下回っていますが、一時預かり事業（余裕活用型）や一時預かり事業（一般型）を見込むことにより、量の見込みを確保します。

○令和8年度からの本格実施の際に量の見込みを満たせるよう、提供体制の確保に向け検討を進めます。

第5章 施策の展開

1 基本方針と主な取組の方向性



I こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い自らが権利の主体であることを広く周知します。

こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、「子どもの権利」に関する理解促進や人権教育を推進します。

○「子どもの権利」の普及啓発・情報発信

「子どもの権利」について、当事者であるこども・若者や子育て当事者を含む、すべての市民に正しく理解してもらえるよう、市公式ウェブサイトや市公式LINEなどを活用するほか、こどもの意見として一定数を占めたリーフレットの活用も検討し、情報発信や普及啓発に取り組みます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
少年の主張大会の開催	市内の中学生（各代表2人）が、日常生活の体験や、日ごろ考えていることなどを発表します（胆振地区大会等への予選会を兼ねています）。	社会教育グループ
こどもの権利の啓発	こどもの権利について広報のぼりべつや市公式ウェブサイト等を通して啓発します。	こども家庭グループ 学校教育グループ

○「子どもの権利」について学べる機会の確保

こどもには、一人ひとりが尊重され、自分らしく幸せに成長でき、の意見が尊重される権利があり、こども自らがその権利について正しく理解できるよう、学習機会の確保に取り組めます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
鬼っ子フォーラム	市内小中学校、中等教育学校、高等学校の児童会・生徒会代表が一堂に会し、「みんなが通いたくなる学校づくり」に向けた各学校での取組を紹介するほか、いのちの重さや、人との関わり方等について、児童生徒が主体的に話し合う場を設けます。	学校教育グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
少年の主張大会の開催	市内の中学生（各代表2人）が、日常生活の体験や、日ごろ考えていることなどを発表します（胆振地区大会等への予選会を兼ねています）。	社会教育グループ
こどもの権利の啓発	こどもの権利について広報のぼりべつや市公式ウェブサイト等を通して啓発します。	こども家庭グループ 学校教育グループ



Ⅱ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

(1) こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達に応じて、自らの権利について知ることは重要であるため、こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるよう、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する情報提供に努めます。

また、貧困や虐待、ヤングケアラーなど様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者がいることを認識し、すべてのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫に努めます。

性的マイノリティ（LGBTQ）の方々は、社会や地域の性の多様性についての無理解、偏見等の社会的要因がある中で、性的指向や性自認に関するいじめを受けることなどがあることから、一人ひとりの尊厳や人格が尊重されるよう、周知啓発に努めます。

○こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進

市の施策に対し、市内のこども・若者から幅広く意見を聴き、こども・若者の意見が市政へ反映されるよう取り組みます。

(2) こどもの居場所づくりの推進

すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、こどもの居場所づくりを推進します。

すべてのこども・若者を対象とした居場所や、重い病気・障がいのあるこども・若者など特定のニーズに対応した個別支援を提供する居場所など、多様な居場所づくりに取り組みます。

すべての居場所において、「子どもの権利」が守られ、こどもたちが安心・安全に過ごすことができるよう、必要な取組を進めます。

○多様な居場所づくりの推進

本市では、公園の整備や児童館の整備、放課後児童クラブや放課後子ども教室を中心に、こどもたちの居場所となる事業を実施しています。

こども・若者がのびのびと遊べ、安全に過ごすことができる「居場所・遊び場」の充実を図る必要があります。

令和8年度中に開庁予定である新庁舎の外構には、陸上競技場跡地の広い敷地を生かし、こども・若者を含めた様々な世代の市民が広く利用できる多様なひろばをつくり、その一つとして、こどもの遊び場となる広場を、障がいの有無や年齢、性別、国籍、貧富の差などを問わず遊べる公園の考え方である『インクルーシブ公園』として整備します。

また、新庁舎内には、小学生までのこどもとその保護者が、自由に遊ぶことが出来る子育て支援エリアを設けるほか、市民ホールには学習スペースやカフェスペースといった市民が日常利用できる機能を配置します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
食事の機会等を活用した地域の子育て支援	市内で行われている、いわゆる「こども食堂」等について、実施団体に対し、国や北海道、その他の団体から通知される様々な支援情報の提供を行い、連携を行います。 令和5年度は5団体にて実施されています。	こども家庭グループ
こどもショートステイ事業の実施	保護者の病気などにより児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を一定の期間、児童養護施設等で養育します。令和6年度より、実施施設を市内の里親宅3世帯へ拡充し、合計4か所（社会福祉法人室蘭言泉学園、里親3世帯）へ委託し実施しています。 令和5年度の延べ利用日数は38日です。	こども家庭グループ
放課後子ども総合プラン推進事業の推進	放課後等にこどもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するため、放課後子ども教室、放課後児童クラブを実施しています。登録者の増加に対応できるよう、活動スペースや運営スタッフの確保・育成・発掘のため、北海道主催の研修会への積極的な参加を推奨し、人材の育成を図るとともに、放課後子ども教室の体験学習等に児童クラブのこどもたちが参加するなど、引き続き連携を図りながら事業を進めていきます。 令和5年度の放課後児童クラブ設置数は7施設です。 令和5年度の放課後子ども教室設置数は2教室です。	社会教育グループ こども家庭グループ
児童館・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の一体的な運営	各施設の設置目的等を踏まえながら、こどもたちが安全・安心に放課後を過ごすことができるよう、児童館・放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な運営方法について関係部局と連携を図りながら事業を進めていきます。	こども家庭グループ 社会教育グループ
児童館事業の充実	児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進と情操を豊かにし、児童福祉の向上を目的とした児童館活動を充実するとともに、児童の適正な居場所の確保のため設置個所の見直しや老朽化対策に努めます。 また、令和7年度においては、新たな幌別児童館の外構整備を進めるほか、富岸放課後児童クラブと富浜児童館を統合した新しい子育て支援施設の整備について、検討を進めます。	こども家庭グループ
青少年会館の利用促進	青少年が学習、サークル活動、並びに体育、レクリエーション等を通じ、余暇の活用を図るとともに社会文化の向上を目的に健全な次の世代の担い手になる場として青少年会館を設置しています。 令和6年度の設置か所は1か所です。	社会教育グループ
図書館事業の実施	親子がふれあう機会を計画的に提供するため、気軽に利用できる自由な交流の場である図書館を会場に、年間を通して多種多様な事業を実施しています。一例として、令和5年度のボランティア団体によるお話し会参加人数は198人です。	図書館

(3) いじめ防止

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る」ものです。

いじめの防止等の取組を推進していくためには、児童生徒の善意に基づく行為であっても意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合があることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒にもなりえることがあることなどを十分理解の上、児童生徒の尊厳を保持し、いじめの防止、早期発見、早期対応に向けた取組を着実に実行していくことが必要です。

○いじめ未然防止教育の推進

児童生徒が自分や他者の命の大切さや、多様な文化や他者への理解する道徳の授業、身近にいる信頼できる人に早期にSOSを発信する「SOSの出し方に関する教育」、いじめや犯罪等のインターネット上のトラブルへの対応に係る「情報モラル教育」の取組を進めます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
スクールカウンセラーの配置	小中学校におけるいじめや不登校などの問題行動に対応するため、臨床心理士などの専門家を学校に拠点校方式で配置し、児童・生徒へのカウンセリング体制の充実を図ります。児童生徒が抱える問題の多様化、複雑化により相談件数が増加傾向にあるため、カウンセリング体制の強化及びより一層の機能の充実を図ります。 また、市独自の取組として、スクールカウンセラーを市内全小学校に定期的に派遣します。 令和6年10月現在で3人（拠点校方式）配置しています。	学校教育グループ
心の教室相談員の配置	心の教室を設けるとともに相談員を配置し、生徒たちの不安やストレスなどを和らげ、心のゆとりを持てるよう、友人関係や進路、親子関係、登校拒否などについての相談を行います。 また、不登校等の背景にある課題の初期段階での解決に向けた取り組みを進めます。 令和6年10月現在で5人（全中学校）配置しています。	学校教育グループ

事業・施策名	取組内容	担当グループ
いじめ・不登校等対策会議の開催	校長会や教頭会の代表、小中学校教諭、教育委員会などによる、いじめ・不登校等の対策を推進するための会議を開催します。 また、教職員を対象とした、いじめ・不登校等対策のための研修会を行い、教職員の資質の向上に努めます。 令和5年度の会議・研修回数は8回です。	学校教育グループ
教育相談・いじめ相談の充実	教育指導専門員を配置し、「電話相談」や「メール相談」など教育相談窓口を設け、相談しやすい環境の充実に努めます。 これらの窓口に相談があった場合、解決に向けて、学校や市教委、関係機関が連携し対応します。 令和5年度の教育指導専門員の配置人数は4人です。	学校教育グループ

○関係機関における連携体制の整備

要保護児童対策地域協議会等の活用により、児童福祉部局と教育委員会、小中学校との連携を促進します。併せて、いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向け、児童生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。

(4) 不登校のこどもへの支援

近年、SNS等のデジタルコンテンツの発展や、コロナ禍の生活によるインターネット等の依存症や、生活リズムの乱れなど、児童生徒の心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできないケースが多くなっております。

不登校のこどもが孤立しひきこもりにならないよう、支援する周りの大人がこどもの自己肯定感が高まるような関わりを意識するとともに、支援する周りの大人との信頼関係を構築していく課程がこどもの社会性や人間性の伸長につながるという視点で関与することが重要です。

○支援体制の整備

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等が、児童生徒や保護者の相談を受け解決に向けた支援を行っており、別室登校や自宅でのオンライン学習など、児童生徒の学びが継続できるよう支援体制を整備します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
スクールソーシャルワーカーの配置	学校だけでは対応しきれない不登校など生徒指導上の問題を抱える小中学校へスクールソーシャルワーカーを派遣し、課題解決に向けた校内体制の確立を図るとともに、関係機関と連携しながら児童生徒や家庭へ働きかけ、効果的な支援を行います。 令和6年10月現在で2人配置しています。	学校教育グループ
鬼っ子広場の実施	不登校の児童生徒が達成感や成功体験を得られるよう、登山や自然体験、市内ボランティアによる陶芸体験、鬼っ子広場による学習指導を行います。	学校教育グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
スクールカウンセラーの配置	小中学校におけるいじめや不登校などの問題行動に対応するため、臨床心理士などの専門家を学校に拠点校方式で配置し、児童・生徒へのカウンセリング体制の充実を図ります。児童生徒が抱える問題の多様化、複雑化により相談件数が増加傾向にあるため、カウンセリング体制の強化及びより一層の機能の充実を図ります。 また、市独自の取組として、スクールカウンセラーを市内全小学校に定期的に派遣します。 令和6年10月現在で3人（拠点校方式）配置しています。	学校教育グループ
いじめ・不登校等対策会議の開催	校長会や教頭会の代表、小中学校教諭、教育委員会などによる、いじめ・不登校等の対策を推進するための会議を開催します。 また、教職員を対象とした、いじめ・不登校等対策のための研修会を行い、教職員の資質の向上に努めます。 令和5年度の会議・研修回数は8回です。	学校教育グループ



Ⅲ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する

(1) 生活環境の整備

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもが交通事故等の被害に巻き込まれることなく、安心して暮らせる環境を確保していく必要があります。

○安全な道路交通環境等の整備

こどもの安全を確保するという視点から、関連機関・団体やPTA、ボランティア等、地域の人々が一体となって交通安全や防犯への取り組みを充実していくことが求められています。

本市では、交通事故を未然に防ぐために、危険か所の点検や歩道の整備など道路環境の整備を進めています。また、こどもや子育て中の親を対象にした交通安全教育や、車の交通量の増える朝の登校時に、交通指導員による見守り・必要な指導を実施しています。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
こどもの活動と安全に配慮した環境整備	地域のニーズを把握しながら、利用者の安全・安心を確保し、快適な環境をつくるため、都市公園施設の計画的な改築等を行うとともに、こどもが身近なところで、のびのび遊ぶことができる場所の確保や、こどもに豊かな自然環境を与え、こども自身が遊びを見つけて、遊びを創りだせるような環境を整備します。	こども育成グループ こども家庭グループ 土木・公園グループ
歩道の安全確保	子育て家族や高齢者などすべての市民が、安全で快適に生活できるよう、歩道の整備や補修を適切に行い、歩行者の安全確保に努めます。	土木・公園グループ
危険か所の点検と危険防止	危険か所の点検、交通安全施設や水路における安全防護施設の整備や遊泳禁止場所での指導など、危険か所の点検の強化と危険防止に努めます。 青色回転パトロール車により市内全域を巡回し、危険か所をパトロールしています。関係機関などとの連携強化を図り、引き続き青少年の健全育成に努めます。	社会教育グループ 学校教育グループ 土木・公園グループ
防犯灯の設置推進	町内会などに地域の安全を確保するために設置・改修する防犯灯について支援をします。	市民協働グループ

事業・施策名	取組内容	担当グループ
交通安全教育の推進	登別市交通安全協会と連携し、各種交通安全教育実施します。 幼稚園・認定こども園・保育所（全8か所）、小学校（全7校）で交通安全教室を実施していきます。	市民協働グループ
主要通学路等における交通安全指導	主要通学路等における交通安全指導員の立哨指導を行います。市民の交通安全意識を高め、交通事故が減少するよう各種啓発活動等を実施するとともに、登別市交通安全協会及び登別市交通安全指導委員会の活動を支援していきます。	市民協働グループ
登下校時の児童・生徒の安全確保	学校や地域のボランティア・保護者等が協力して、登下校時等の見守りや巡回等を行い、児童の安全を確保します。学校・地域や中学校区で実施している見守り隊などの団体とこれまで以上に連携を密にし、児童の安全確保に努めます。	社会教育グループ こども家庭グループ

○子育てに配慮した住宅の整備促進

住環境は生活の基盤です。今後も、子育てを担う若い世代が広くゆとりある住宅を確保することができるよう、市営住宅の改修等においては、こどものいる家庭にやさしい住宅となるよう配慮します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
良質な住宅の確保	市営住宅の建替、改修時において、子育て家庭や高齢者などの入居者が安心して生活できる良質な住宅の供給を図ります。	建築住宅グループ
子育てに配慮した環境整備	公共施設等において、ベビーカーの利用やベビーベッド、オムツの交換場所など、子育て世帯が安心して利用できる設備の整備に努めます。	各施設所管グループ
公共施設のバリアフリー化	公共施設は、子育て家庭や高齢者などすべての市民が利用しやすい環境づくりに努め、バリアフリー化に努めるとともに、情報の提供を推進します。	各施設所管グループ

○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

登下校時の通学路の安全確保や、犯罪被害から子どもを守るため、通学路・公園等の安全対策を進めるとともに、非行防止に向けた地域の防犯活動を支援します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
青少年センター活動の実施	青少年センターでは、青色回転パトロール車を活用して市内全域を巡回し、非行防止などの抑止に努めています。 関係機関などとの連携強化を図るとともに、引き続き青少年の健全育成に努めます。	社会教育グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
こどもの活動と安全に配慮した環境整備	地域のニーズを把握しながら、利用者の安全・安心を確保し、快適な環境をつくるため、都市公園施設の計画的な改築等を行うとともに、こどもが身近なところで、のびのび遊ぶことができる場所の確保や、こどもに豊かな自然環境を与え、こども自身が遊びを見つけて、遊びを創りだせるような環境を整備します。	こども育成グループ こども家庭グループ 土木・公園グループ
歩道の安全確保	子育て家族や高齢者などすべての市民が、安全で快適に生活できるよう、歩道の整備や補修を適切に行い、歩行者の安全確保に努めます。	土木・公園グループ
危険か所の点検と危険防止	危険か所の点検、交通安全施設や水路における安全防護施設の整備や遊泳禁止場所での指導など、危険か所の点検の強化と危険防止に努めます。 青色回転パトロール車により市内全域を巡回し、危険か所をパトロールしています。関係機関などとの連携強化を図り、引き続き青少年の健全育成に努めます。	社会教育グループ 学校教育グループ 土木・公園グループ
防犯灯の設置推進	町内会などに地域の安全を確保するために設置・改修する防犯灯について支援をします。	市民協働グループ
交通安全教育の推進	登別市交通安全協会と連携し、各種交通安全教育実施します。 幼稚園・認定こども園・保育所（全8か所）、小学校（全7校）で交通安全教室を実施していきます。	市民協働グループ
主要通学路等における交通安全指導	主要通学路等における交通安全指導員の立哨指導を行います。市民の交通安全意識を高め、交通事故が減少するよう各種啓発活動党を実施するとともに、登別市交通安全協会及び登別市交通安全指導委員会の活動を支援していきます。	市民協働グループ
登下校時の児童・生徒の安全確保	学校や地域のボランティア・保護者等が協力して、登下校時等の見守りや巡回等を行い、児童の安全を確保します。学校・地域や中学校区で実施している見守り隊などの団体とこれまで以上に連携を密にし、児童の安全確保に努めます。	社会教育グループ こども家庭グループ

(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長と遊びの充実

こどもたちがのびやかに育っていくうえでは、身近な地域でこどもの育ちと子育てを支えるさまざまな仕組みが必要です。

こどもが遊びを通じて、言語や数量等の感覚などの認知的スキル、目標を最後まで達成する責任感や感情のコントロール、他者との関わりによる社会性といった心の動きの双方を育むこと、こうした機会を保障することは重要です。

○ 多様な体験活動の機会の提供

年齢や発達に応じて、自然体験や外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を創出できるよう取組を進めます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
保育所及び私立幼稚園等異年齢・世代間交流事業の実施	地域に開かれた保育所として、すべての保育所でお年寄りとの世代間交流や地域の異年齢児交流事業を実施します。交流内容の充実を図り、こども達の発達を支援するとともに、交流先の方々にも参加いただける内容を盛り込んでいきます。 幼稚園児と地域のお年寄りや児童等との交流を通して、ふれあいや思いやりのある心を育みます。	こども育成グループ
小学校世代間交流の促進	異年齢層間でのコミュニケーションを活性化させるため、けん玉、お手玉やめんこなどの昔遊び体験を通じた交流の場としての世代間交流を促進します。 令和5年度は8か所（全小学校）で実施しています。	社会教育グループ

○ 教育・保育の一体的提供の促進

市は、こどもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期の保育・教育はこどもの将来を左右する極めて重要なものと認識しており、これまで公立保育所で培われてきた「保育」に民間の技術や手法を取り入れた幼児教育を加え、地域の未来を担うこどもたちに「保育」と「教育」の一体的な提供を図るとともに、安定した保育需要を満たせるよう人材の確保を進めるほか、柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援を充実させるため、民間活力を取り入れた教育・保育環境の構築を進めます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
保育の質の向上	保育の質の向上を図るため、保育士の専門性、人材の安定的な確保を目指し、北海道主催の講習会や民間の専門機関が行う個別保育研修に積極的に参加するとともに、それらの資料を活用した職場内研修の実施や、公認心理師等と連携して保育士個々の資質の向上に努めます。	こども育成グループ

○地域子育て支援拠点等の整備

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供などを行う地域子育て支援拠点の計画的な整備を進めるとともに、拠点事業に従事する職員に対して研修を実施するなど、資質の向上に取り組んでいきます。

また、新しい庁舎の建設にあたっては、子育て支援エリアを設け、こどもがのびのびと遊んだり、地域子育て支援拠点としての機能を備えるほか、定期健診の実施や、こどもの発達に関する相談を安心してできる場所として整備します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
子育てサロンへの支援と連携	親子交流を行っている子育てサロンの取り組みなどに対する支援や連携を行います。 令和5年度の子育てサロンの数は3団体です。	こども育成グループ
ふれあい子育てサロンの実施	社会福祉協議会が中心となり、子育て中の親子が、居住する地域において気軽に集まることができ、こどもを自由に遊ばせることのできる場を設け、日頃の悩みなどを話せる仲間づくりや親同士・地域との交流を支援します。 令和5年度現在で2か所で開催しています。	こども家庭グループ

事業・施策名	取組内容	担当グループ
地域子育て支援拠点事業の推進及び充実	地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）において、あそびの広場や子育て講座等を開催し、子育て親子の交流を促進するとともに、育児相談や援助、子育てに関する情報提供等により子育て支援を推進します。 また、平成26年度より、中央子育て支援センターに臨床心理士等の資格を持つ「子どもの心と発達相談員」を配置し、関係機関と連携しながらこどもの発育・発達に関する相談も受けられる体制を整えており、引き続き、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場の充実を図ります。 令和5年度の実施か所は、支援センター3か所、ひろば1か所の計4か所、相談件数は138件です。 新庁舎において子育て支援エリアを設けることから、令和8年度10月より、中央子育て支援センターを閉鎖し、新庁舎において新たな地域子育て支援拠点施設を開設します。	こども育成グループ
子育て支援情報の充実	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう関係機関・民間施設等の協力を得て、市公式ウェブサイト、子育てアプリや市公式LINE、メールによる配信、パンフレットの設置など、様々な形で情報提供の充実を図ります。 令和5年度の一般開放利用述べ人数は13,637人です。	こども育成グループ
幼児教育等に関する情報提供等の促進	各認定こども園や幼稚園で、保護者等から日頃の幼児教育に関する不安や悩みなどの相談に対し、速やかに応じるとともに、情報提供等の必要な支援を行う体制づくりの促進を図ります。	こども育成グループ
子育て相談の実施	子育てに関する悩みを抱えている子育て家庭からの相談を地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）や市役所で受け、子育てを支援します。 令和5年度の地域子育て支援拠点での相談件数は138件です。	こども育成グループ
子育て講座の開催	お子さんの成長・発達についてや、親子で一緒に楽しめる内容の講座を提供します。	こども育成グループ

○多様な保育サービスの提供

就学前までのこどもが、平等で良質な教育・保育を受けることができる環境の整備に向けた取り組みを進めます。

保護者の様々な働き方に対応するため、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる認定こども園の設置を促進するとともに、待機児童の解消をめざします。

多様なニーズに対応した教育・保育を提供するために必要な保育教諭や幼稚園教諭、保育士などの養成や確保を推進します。

様々な働き方や生活状況に応じた保育サービスが受けられるよう、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、地域型保育、障がい児の受け入れなど、多様な子育て支援サービスの提供体制の整備に取り組むとともに、利用者に対する情報提供を行います。

保育所等を利用するこどもの保育環境の改善を図るため、障がい児の受け入れや病児保育事業の実施に必要な施設改修などの整備を検討します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
公立保育所の民営化	公立保育所で培われてきた保育に民間の技術や手法を取り入れた幼児教育を加え、地域の未来を担うこどもたちに「保育」と「教育」の一体的な提供を図るとともに、民間活力を取り入れた新たな保育環境を構築するため、公立保育所の民営化を進め、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援の充実を図ります。 令和5年度に民間移譲を行い、廃止を決定した公立保育所は1施設です。（栄町保育所）	こども育成グループ
新制度の普及と認定こども園の推進	地域の未来を担うこどもたちを育むための子ども・子育て支援新制度を円滑に施行するため、利用者への情報提供を行うとともに、就学前のこどもにも幼児教育・保育を保護者の就労の有無にかかわらず一体的に提供し、地域における子育て支援を行う機能を備える認定こども園を推進します。 令和5年度の認定こども園数は3施設です。	こども育成グループ
施設型給付・地域型保育給付の推進	子ども・子育て支援法における保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業の利用に対し、施設型給付費を支給します。 令和5年度は13施設に給付費を支給しています。	こども育成グループ
一時保育事業の実施	保護者の急病や事故等により、一時的に家庭での保育が困難となった児童の緊急的又は一時的な保育を実施します。 令和5年度は3か所で実施しています。	こども育成グループ
延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加等の保育ニーズに対応し、必要に応じて通常保育時間以上の保育を行います。 令和5年度末現在で8か所（認定こども園3か所、保育所5か所）で実施しています。	こども育成グループ

事業・施策名	取組内容	担当グループ
休日保育事業の実施	日曜・祝日などに、保護者の勤務等により家庭で保育ができない場合に、休日保育を行います。 令和6年度は民間保育施設及び直営保育所において実施しています。	こども育成グループ
保育所広域入所事業の実施	保護者が勤務場所や通勤などの都合により、他市町村の保育所にも入所できるよう配慮し、こども・保護者の負担軽減と利便性の向上を図るため、受け入れ先の市町村との調整を行います。 令和5年度は6か所で実施しています。	こども育成グループ
病児・病後児保育事業の実施	病気中もしくは病気の回復期にある児童を、保護者の就労などの理由により家庭内で保育できない場合に、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育を行う事業です。担い手の確保や環境整備に課題がありますが、ニーズがあることから、実施に向けた検討を進めます。	こども育成グループ
乳児等通所支援事業（こども誰でも通園制度）の推進	保育所等に入所していない0歳6か月から3歳未満の乳幼児がいる子育て家庭の多様なニーズに応えるため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業を実施します。 令和6年度から実施しています。	こども育成グループ
障がい児保育の充実	心身に障がいのある児童や発育・発達に心配のある児童を受け入れ、一人ひとりの個性に応じた保育に努め、児童の健全な成長や発達を促すとともに、障がい等のある児童も、ない児童も同じ場で保育することを大切にしたい環境の充実に努めます。 また、医療的ケア児の受け入れ体制の充実に努めます。	こども育成グループ
ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）の双方が会員となり、依頼会員が残業や急用などのとき、提供会員等の自宅でのこどもの預かりや送迎などを行い子育て支援の充実を図ります。年々利用件数、会員数が増加しており、活動の調整役である本部の体制を強化し、高まる需要に応え、仕事と育児が両立できる環境づくりを進めます。 令和5年度末現在で会員数は1,371人です。	こども家庭グループ
保育士等の確保	保育士等養成機関との連携により、不足する保育士や幼稚園教諭等の確保に努めます。 また、保育士等の働きやすい環境を整備するため、奨学金返還支援制度の導入を検討します。	企画調整グループ こども育成グループ
こどもの遊び場の充実	新庁舎に、こどもを日常的に遊ばせることができるよう、市民ロビーへの学習室や子育て支援エリアを設置します。	本庁舎整備推進グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
こどもショートステイ事業の実施	保護者の病気などにより児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を一定の期間、児童養護施設等で養育します。令和6年度より、実施施設を市内の里親宅3世帯へ拡充し、合計4か所（社会福祉法人室蘭言泉学園、里親3世帯）へ委託し実施しています。 令和5年度の延べ利用日数は38日です。	こども家庭グループ

(3) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。また、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努めます。

幼児教育や学校教育の場合は、集団で学び、ともに育っていく学習の場として重要な役割を担っています。

本市では、こども達の学力向上を図るため、一人ひとりに応じたきめの細かい指導、外部人材の活用、体験学習などを進めています。また、教育の資質向上を図るために、各種研修を実施しています。

○ 学校教育環境等の充実

学校施設は地域における学びやスポーツ活動の拠点としての重要性も増してきています。本市ではこれまでも、地域に開かれた学校づくりを進めるため、学校運営協議会を設置するとともに、学校施設の地域開放を進めており、今後も引き続き取り組んでいきます。

また、家庭や地域の教育力の向上を目指して、家庭教育学級等の事業の実施や家庭教育に関する情報提供に取り組んでいきます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
確かな学力の向上推進事業の実施	各学校に学習支援員を配置し、授業におけるきめ細やかな指導体制を整備します。 また、各小学校に学習指導員を派遣し、放課後に「鬼っ子算数教室」を開催するとともに、令和5年度からは小学4～6年生を対象にオンライン演習教材を導入し、従前より各学校で実施していた朝学習や家庭学習で活用することで、基礎的な学習内容の定着を図ります。 令和5年度の鬼っ子算数教室開催数は68回です。	学校教育グループ
特色ある学校づくり推進事業の充実	実社会や実生活から課題を見出し、学校菜園や地域の外部講師を招聘した学習など、各学校の特色を生かした学習を実施し、自然を親しむ心の醸成や命の尊さなどを学習します。 また、温泉入浴体験や地域の人材・自然・産業を活用した講演、野外体験学習、職場体験などを実施します。 令和5年度の温泉入浴体験参加者数は307人です。 また、校外活動体験実施回数は31回です。	学校教育グループ

事業・施策名	取組内容	担当グループ
開かれた学校づくりの推進事業の実施	全小中学校に学校運営協議会を設置し、町内会や社会福祉関係者、PTA役員等を委員に任命し、各校で学校運営に係る会議を開催し、地域の方の意見を学校運営に反映させるなど、地域と一体となり特色ある学校づくりを進めます。 また、放課後に地域住民による学習サポートを実施します。 令和5年度の学校運営協議会開催数は43回です。	学校教育グループ
教育ふれあいウィークの実施	市内全小中学校が、授業や日常の学校生活を公開するほか、作品展や定期演奏会等の取り組みを行います。	学校教育グループ
地域学校協働本部事業の充実	「学校を核とした地域づくり」を推進するため、地域学校協働本部を設置し、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めます。 また、学校からの要望事項をスムーズに進めるため、学校・家庭・地域が協働し、各中学校区で地域の特色を生かした地域学校協働活動を実施します。	社会教育グループ
学校開放事業の推進	地域のスポーツ活動促進のため、市内の小中学校等の体育館を利用団体の自主管理体制のもとで開放しています。 令和6年度は体育館12施設を開放しています。	社会教育グループ
スポーツ振興事業の推進	小中学生を含む市民を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会の開催、市内に居住する児童及び生徒又は市内の学校等に通う児童及び生徒がスポーツ活動で全道や全国、国際大会に参加する場合に要する経費の一部を助成している一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団のスポーツ事業を支援し、スポーツ振興を図ります。 また、小中学生を含む市民を対象として、登別市民ラジオ体操会を開催することにより、生涯スポーツの振興と市民の健康増進及び体力向上を図ります。	社会教育グループ
地域クラブ活動推進事業費	一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団が中学生の部活動に代わる新たな文化・スポーツ活動の場として運営する「登別市地域クラブ」の支援等を行うことにより、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりに努めます。	社会教育グループ

○ 家庭や地域の教育力向上の取組

今後も、地域の人材の活用や関係機関等の協力によって、家庭や地域の教育力の向上を図ることが必要です。

本市では、児童館・保育所において児童と地域住民とのふれあい・交流事業を行っています。

また、地域子育て支援拠点において、児童と乳幼児との交流、幼いうちから絵本や読書に親しむ機会を提供する読み聞かせ等、各種講座を実施しています。

これから親となる若い世代の子育てや親としての育ちを支えていくために、保育所、幼稚園、学校、生涯学習の場などを活用し、世代を超えた交流活動を推進します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
P T A 活動の推進	こどもたちが豊かな人間性を育むための各種研修活動や単位 P T A の連携協力等の事業を実施する P T A 連合会を支援し、教育の充実・発展や家庭の教育力向上を図ります。	社会教育グループ
家庭教育学級の開設	幼稚園児や小学生等の児童をもつ親が、子育て等に関する教養を深める場として、家庭教育学級を開設します。 令和 7 年度以降は、子育てや雇用の環境の変化に合わせて見直しを行い、引き続き開設します。	社会教育グループ
文化伝承館体験学習の実施	伝統文化や地域文化への関心を高める学習活動の場として、こどもが参加することができる体験を提供しています。こどもたちが伝統的な生活文化や食文化、昔の遊び等様々な体験学習を通して、楽しみながら学ぶことができるよう、今後も魅力的な体験学習を実施します。 令和 5 年度の事業開催数は 1 5 回です。	社会教育グループ
ネイチャーセンター自然体験事業の推進	こどもたちの豊かな心や生きる力を育むため、ネイチャーセンターにおいて、引き続き、鉱山地区の自然を活用した自然体験事業（自然教室、ふおれすと鉱山冬まつり等）を推進します。	社会教育グループ
子ども会活動への支援	「かるた大会」や「キウシト湿原散策」等、体験活動を実施する登別市子ども会育成連絡協議会への助成を行い、子ども会活動を支援します。 令和 5 年度の事業参加者数は 9 3 人です。	社会教育グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
地域子育て支援拠点事業の推進及び充実	子育て支援拠点（子育て支援センター等）において、あそびの広場や子育て講座等を開催し、子育て親子の交流を促進するとともに、育児相談や援助、子育てに関する情報提供等により子育て支援を推進します。 また、平成26年度より、中央子育て支援センターに臨床心理士等の資格を持つ「子どもの心と発達相談員」を配置し、関係機関と連携しながらこどもの発達・発達に関する相談も受けられる体制を整えており、引き続き、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場の充実を図ります。 令和5年度の実施か所は、支援センター3か所、ひろば1か所の計4か所、相談件数は138件です。 新庁舎において子育て支援エリアを設けることから、令和8年度10月より、中央子育て支援センターを閉鎖し、新庁舎において新たな子育て支援拠点施設を開設します。	こども育成グループ
児童館事業の充実	児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進と情操を豊かにし、児童福祉の向上を目的とした児童館活動を充実するとともに、児童の適正な居場所の確保のため設置個所の見直しや老朽化対策に努めます。 また、令和7年度においては、新たな幌別児童館の外構整備を進めるほか、富岸放課後児童クラブと富浜児童館を統合した新しい子育て支援施設の整備について、検討を進めます。	こども家庭グループ
保育所及び私立幼稚園等異年齢・世代間交流事業の実施	地域に開かれた保育所として、すべての保育所でお年寄りとの世代間交流や地域の異年齢児交流事業を実施します。交流内容の充実を図り、こども達の発達を支援するとともに、交流先の方々にも参加いただける内容を盛り込んでいきます。 幼稚園児と地域のお年寄りや児童等との交流を通して、ふれあいや思いやりのある心を育みます。	こども育成グループ
小学校世代間交流の促進	異年齢層間でのコミュニケーションを活性化させるため、けん玉、お手玉やめんこなどの昔遊び体験を通じた交流の場としての世代間交流を促進します。 令和5年度は8か所（全小学校）で実施しています。	社会教育グループ
スポーツ振興事業の推進	小中学生を含む市民を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会の開催、市内に居住する児童及び生徒又は市内の学校等に通う児童及び生徒がスポーツ活動で全道や全国、国際大会に参加する場合に要する経費の一部を助成している一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団のスポーツ事業を支援し、スポーツ振興を図ります。 また、小中学生を含む市民を対象として、登別市民ラジオ体操会を開催することにより、生涯スポーツの振興と市民の健康増進及び体力向上を図ります。	社会教育グループ

(4) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

○学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期における様々な悩みを解消するとともに、こどもたちが主体的に考える力を育むため、学校との連携により、健康教育を推進します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
幼保・小・中の連携の推進	登別市幼保小中連携協議会や登別市幼保小実務担当者会議等を通じ、円滑な学校間連携や接続を実現するために、相互参観や教職員・こどもの交流を継続するとともに、スタートカリキュラムの改善など、発達段階や学びの連続性を踏まえた活動の充実に取り組みます。	学校教育グループ
薬物乱用防止対策や性教育対策の講習会	性に関する健全な意識の醸成涵養と併せて喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及を図るため、保護者や児童生徒等に対し、専門的な外部講師を活用した講習会を実施します。	学校教育グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
スクールカウンセラーの配置	小中学校におけるいじめや不登校などの問題行動に対応するため、臨床心理士などの専門家を学校に拠点校方式で配置し、児童・生徒へのカウンセリング体制の充実を図ります。児童生徒が抱える問題の多様化、複雑化により相談件数が増加傾向にあるため、カウンセリング体制の強化及びより一層の機能の充実を図ります。 また、市独自の取組として、スクールカウンセラーを市内全小学校に定期的に派遣します。 令和6年10月現在で3人（拠点校方式）配置しています。	学校教育グループ
心の教室相談員の配置	心の教室を設けるとともに相談員を配置し、生徒たちの不安やストレスなどを和らげ、心のゆとりを持てるよう、友人関係や進路、親子関係、登校拒否などについての相談を行います。 また、不登校等の背景にある課題の初期段階での解決に向けた取り組みを進めます。 令和6年10月現在で5人（全中学校）配置しています。	学校教育グループ
教育相談・いじめ相談の充実	教育指導専門員を配置し、「電話相談」や「メール相談」など教育相談窓口を設け、相談しやすい環境の充実に努めます。 これらの窓口で相談があった場合、解決に向けて、学校や市教委、関係機関が連携し対応します。 令和5年度の教育指導専門員の配置人数は4人です。	学校教育グループ

(5) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことを踏まえ、社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を育むため、学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進します。

○キャリア教育等の推進

若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するため、職場体験の充実を図ります。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
高校生対象出前講座（介護サービス人材確保対策事業）	介護・福祉職への興味関心を高め、将来の職業としての介護・福祉職を選択するためのきっかけをつくることを目的に、介護の仕事に関する座学と介護技術の体験等を実施します。 令和5年度の参加者は28人です。	高齢・介護グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
特色ある学校づくり推進事業の充実	実社会や実生活から課題を見出し、学校菜園や地域の外部講師を招聘した学習など、各学校の特色を生かした学習を実施し、自然を親しむ心の醸成や命の尊さなどを学習します。 また、温泉入浴体験や地域の人材・自然・産業を活用した講演、野外体験学習、職場体験などを実施します。 令和5年度の温泉入浴体験参加者数は307人です。 また、校外活動体験実施回数は31回です。	学校教育グループ

○家庭及び社会教育への支援の促進

すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制構築のため、保護者が安心感と自信をもって家庭教育ができるよう取り組んでいきます。

こどもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会との連携のもと、特色を生かした社会体験活動やボランティア活動等の体験活動の提供に努めるとともに、ボランティア活動等への積極的な参加を促します。

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
家庭教育学級の開設	幼稚園児や小学生等の児童をもつ親が、子育て等に関する教養を深める場として、家庭教育学級を開設します。 令和7年度以降は、子育てや雇用の環境の変化に合わせて見直しを行い、引き続き開設します。	社会教育グループ

(6) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育にかかる費用負担が、希望する人数のこどもを持たない大きな理由の一つとなっていることが考えられます。そのため、すべての子育て世帯が希望する人数のこどもを持ち、安心して育てられるよう、経済的な負担の軽減を図ります。

○ 幼児教育・保育の無償化、修学支援などの負担軽減

子育て家庭への経済的な負担を軽減するため、保育料の基準額の見直しやこれまでの多子世帯への保育料の負担軽減、第2子の保育料の段階的な無償化、修学支援に取り組んでいきます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
児童手当の支給	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与し、こどもの健全育成を図ります。	こども家庭グループ
利用者負担の軽減	保護者負担の軽減を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園の主食費負担の軽減等を引き続き実施します。	こども育成グループ
母子・父子自立支援員の活用	ひとり親家庭等に対し、生活等の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を支援するとともに、その自立に必要な指導を行います。	こども家庭グループ
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づく手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進します。	こども家庭グループ
保育料の負担軽減及び多子軽減の推進	令和7年度より保育料の利用者負担額を引き下げ改定するとともに、第1子のカウントを一律22歳まで引き上げ、多子軽減を適用します。	こども育成グループ

○ 子育て世代に対する医療費負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、子ども医療費助成対象者を18歳まで拡大するとともに、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
子ども医療費の助成	こどもの医療費の自己負担額の一部を助成することで、未来を担うこどもたちの健やかな成長を支援します。 また、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、令和5年8月から入院医療費に係る助成対象者を高校生世代まで拡大するとともに、令和6年8月からは、通院医療費に係る助成対象者を高校生世代まで拡大し、すべての子育て世帯を等しく支援するため、資格要件のひとつである保護者の所得制限を撤廃しました。 令和5年度の月平均受給者数は3,387人です。	年金・長寿医療グループ
未熟児養育医療の給付	入院養育が必要な未熟児について、養育に必要な医療を給付します。 令和5年度の未熟児養育医療年間給付件数は4件です。	年金・長寿医療グループ
入院助産事業の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ助産を受けることにより、児童福祉の向上を図ります。	こども家庭グループ
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の児童とその親の医療費の自己負担額の一部を助成します。	年金・長寿医療グループ

(7) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。

○産後ケア体制の充実及び母子保健サービス推進体制の整備

産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。

本市では、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を設置し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。

妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげるとともに、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
産後子育てママ派遣事業の実施	産後3ヶ月以内の育児や家事の支援を必要とする産婦のいる家庭へ、ヘルパーが訪問し、産婦や赤ちゃんの身の回りの世話などを行い、安心して育児や日常生活を営むことができるよう支援します。 令和5年度の利用者は2人です。	健康推進グループ
利用者支援事業の充実	子育て家庭が安心して相談できる地域子育て支援拠点を中心に、子ども・子育て支援に関する情報提供や利用援助等の総合的な支援を行うため、関係機関等とのネットワークの充実を図ります。 また、こども家庭センターを設置し運営していくことで、母子保健と児童福祉の連携を強化し、妊娠婦や子育て世帯が地域で孤立することなく、安全・安心な子育てができる相談支援体制の充実を図ります。 令和5年度の地域子育て支援拠点での相談件数は138件です。令和5年度の子育て世代包括支援センターでの相談件数は572件です。	こども育成グループ 健康推進グループ
母子健康手帳の交付	妊娠届出をした方に母子健康手帳を交付します。 また、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう身体的・精神的・社会的状況についてアンケートを実施し、保健師や助産師が保健指導するほか社会資源の紹介など必要な支援を行います。 令和5年度の交付人数は167人です。	健康推進グループ
妊娠婦訪問の実施	妊娠期に支援が必要な方及び産婦全員を対象に訪問による保健指導を行います。 令和5年度の訪問数は226人です。	健康推進グループ

事業・施策名	取組内容	担当グループ
特定不妊治療費の助成	特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成は、令和4年度からの特定不妊治療の保険適用化に伴い終了としました。 令和5年度から開始した、保険適用の特定不妊治療に併用して実施される特定不妊治療に係る先進医療に要した治療費及び通院に要した費用の一部の助成については引き続き実施します。 令和5年度の特定不妊治療（先進医療）事業申請者は4人です。	健康推進グループ
すこやかマタニティ教室の開催	安心して出産・子育てに取り組むことができるよう、妊婦とその家族を対象に沐浴・抱っこ・オムツ交換・ミルクの作り方、夫（パートナー含む。）の妊婦体験等の体験実習を行います。 令和5年度の教室参加者数は64人です。	健康推進グループ
赤ちゃん訪問の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の健康状態や養育環境を把握して保健指導や社会支援の紹介など必要な支援につなぎます。 令和5年度の訪問数は163人です。	健康推進グループ
乳幼児訪問の実施	子育てに自信が持てない、あるいは育児不安がある保護者や、乳幼児健診を受診できない世帯等へ家庭訪問を実施し、育児や成長発達等に関する相談を行います。 令和5年度の訪問数は延べ128人です。	健康推進グループ
乳幼児相談の実施	育児相談の希望がある就学前の乳幼児とその保護者を対象に、月1回すくすく親子相談を実施します。 また、10か月児健康相談を毎月1回実施し、育児相談、離乳食指導、栄養相談を行うほか、5歳児相談（年中児健康相談・希望制）を年6回実施し、問診、視機能検査、集団遊び、就学に向けての講話、相談（教育・発達・育児・栄養）を行います。 令和5年度の利用者数は449人です。	健康推進グループ
妊婦健康診査の実施	妊娠期の健康管理と安全な出産に向けて、妊婦の健康診査に係る費用の一部（一般健診は14回、超音波は6回）を助成します。 令和5年度の実受診者数は183人です。	健康推進グループ
乳幼児健康診査の実施	4～5か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、月1回、問診、診察、計測、育児相談及び栄養相談を行います。 乳幼児健診では、アンケートにより育児状況を把握し、こどもの育てにくさや育児不安等を抱える保護者を支援します。 また、令和6年度より開始した1か月児に対する健康診査の費用助成を引き続き実施することで、乳児の健康診査の実施体制を強化し、乳児の健康の保持・増進を図ります。 令和5年度の実受診率は、4～5か月児健診97.5%、1歳6か月児健診97.7%、3歳児健診98.6%です。	健康推進グループ
幼児歯科保健対策の実施	幼児期の歯科保健対策を実施します。 ・フッ素塗布 1歳6か月児健康診査受診者のうち希望者を対象に、半年毎、4歳までフッ素塗布を行います。 ・親子むし歯予防教室 1歳～1歳6か月児とその保護者を対象に、年2回、歯科医師による健康教育、歯科検診等を行います。 ・フッ化物洗口 保育所の4・5歳児のうち希望者を対象に、フッ化物洗口を行います。 4・5歳児にフッ化物洗口を行っている幼稚園や認定こども園に、その実施に係る費用の一部または全部を補助します。	健康推進グループ こども育成グループ

事業・施策名	取組内容	担当グループ
新入学児童健康診断 児童生徒健康診断の実施	小学校へ入学する児童の健康診断を実施し、入学に当たっての健康指導や入学後の保健指導などに役立てました。 また、学齢ごとに対象となる児童生徒について、次のとおり検診を行いました。 結核検診（小・中全員） 心臓・眼科・耳鼻科検診（小１・中１） 尿検査・内科検診・歯科検診（小・中全員） 令和５年度の新入学児童健康診断受診者数は２７５人です。	学校教育グループ
乳幼児食育事業の推進	生後７～８か月児を持つ保護者を対象に年６回、「もぐもぐ食育ひろば」を開催し、月齢に応じた離乳食の進め方や必要な栄養についての講話と母子間交流を行います。 令和５年度の参加者数は５３人です。	健康推進グループ
母子栄養管理の実施	４～５か月児健康診査や１０か月児健康相談で、離乳食の進め方についての集団栄養指導と離乳食を中心とした個別栄養相談を実施します。 令和５年度の利用者数は１６３人です。	健康推進グループ
食育講習の開催	子育て支援センターにおいて、栄養士の指導により、離乳食やおやつ作りを楽しみながら、お母さん同士の交流を深める講習を開催します。	こども育成グループ
保育所や小学校における食育の推進	保育所では「保育所食育計画」を策定し、家庭と保育所の役割を分担し連携を図りながら、小学校では「食の教育全体計画」を策定し、拠点校配置の栄養教諭が学校と連携しながら給食指導やＴＴ授業等を通して規則正しい生活リズムの確立、バランスのとれた食生活、望ましい食習慣の定着に向けた食育の推進を図りました。	こども育成グループ 学校教育グループ
小児救急医療への対応	小児救急医療支援事業を実施し、休日及び夜間の診療体制を整え、小児重症救急患者診療を確保し、地域医療の充実を図ります。 令和５年度は２か所（日鋼記念病院・製鉄記念室蘭病院）で対応しています。	健康推進グループ
予防接種推進の取り組み	予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、各種の予防接種を実施します。令和５年度の麻しん風しんワクチン予防接種（Ⅰ期）の接種率は、８３．９％、ＢＣＧ予防接種の接種率は、１０５．１％です。	健康推進グループ
産後ケア事業	産婦の心身のケアや育児等のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援するため、産後１年未満の産婦及び乳児を対象に、産後ケア事業を「通所型」「居宅訪問型」「短期入所型」により実施します。	健康推進グループ
妊婦等包括相談支援事業	出産・子育ての期間を通じて身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐことで、安心して出産・子育てができるよう、妊婦等に対して、「妊娠届出時」「出産前」「出産後」の適切な時期にアンケートや面談し実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供その他の相談支援を実施します。	健康推進グループ
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家庭訪問を実施し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施します。	健康推進グループ

○妊娠・出産に関する情報提供

こどもを生み、育てることに夢や喜びを感じることができる環境づくりを進めるため、妊娠・出産を迎える人々を社会全体で応援する啓発活動を行います。

小・中学校、高等学校などでの健康教育の一環として、妊娠・出産などの正しい知識の習得を促進します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
思春期の健康と性の知識の啓発	市内の小中学校において、生徒自身が生命や性、思春期について正しい知識を得て、自らや周囲の人を大切にすることを学習する「思春期教室」を開催します。令和5年度の教室開催数は5回です。	健康推進グループ
小児救急電話相談の普及啓発	保護者が、看護師や小児科医からこどもの症状に応じた適切なアドバイスを受けることができ、夜間の救急医療の相談にも対応している、北海道が行う「小児救急電話相談事業」の普及啓発に努めます。令和5年度の赤ちゃん訪問でのリーフレット配布件数は163人です。	健康推進グループ



IV 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

(1) こどもの貧困対策

国の「国民生活基礎調査」によると、こどもの貧困率は、令和3年（2021年）では11.5%となっており、約9人に1人のこどもが貧困の状態にあります。

こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを市民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

○こどもの貧困の原因と各種支援について

こどもが孤立することなく安心して暮らしていくためには、支援が届いていない、又は届きにくいこどもや家庭に気づき、貧困状態にあるこどもや保護者の声をしっかりと受け止め、各種の支援につなげて行くことが重要であることから、すべての支援の出発点である「相談支援」を充実し、関係する機関が共通認識の下で、こどもの支援の視点に立ち、教育、生活の安定、保護者の就労及び経済的支援に取り組みます。

地域における関係機関・関係団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会等の枠組みを活用して連携し、貧困により十分な教育を受けられない等の苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化するほか、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援します。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、当事者からの相談の内容に応じた支援の利用を促していきます。

ひとり親家庭では子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、相談活動の充実とともに、就労支援など生活全体の自立に向けた総合的な支援が求められています。

母子家庭等の自立を促進し、安定した生活を送ることができるように、生活面や就業面などの支援の充実に取り組みます。

◆主な事業（再掲）

事業・施策名	取組内容	担当グループ
相談支援体制の充実	子育て支援センターや保育所・幼稚園・認定こども園・学校・民生委員・児童委員等の関係機関と日頃から連携し、相談しやすい体制の強化を図ります。 また、関係機関との連携に加えて、登別市民生委員・児童委員協議会との情報交換会に参加し、地域における要保護児童、支援が必要とされる家庭の把握と適切な支援に努めます。	こども家庭グループ
自立支援教育訓練給付事業の実施	ひとり親の職業能力開発を促進するため「教育訓練講座」を受講し、資格等の取得を行う者に対して、教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給します。	こども家庭グループ
高等技能訓練促進給付事業の実施	ひとり親の経済的自立に向け、資格を取得するための養成期間で修業の期間中の生活の安定のため、高等技能訓練促進給付金を支給します。	こども家庭グループ
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	ひとり親家庭の親の学び直し及びひとり親家庭の児童の進学を支援するため、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた対策講座を受講する者に対して、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を支給します。	こども家庭グループ

（再掲）

事業・施策名	取組内容	担当グループ
妊婦等包括相談支援事業	出産・子育ての期間を通じて身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐことで、安心して出産・子育てができるよう、妊婦等に対して、「妊娠届出時」「出産前」「出産後」の適切な時期にアンケートや面談し実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供その他の相談支援を実施します。	健康推進グループ
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家庭訪問を実施し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施します。	健康推進グループ
子育て相談の実施	子育てに関する悩みを抱えている子育て家庭からの相談を地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）や市役所で受け、子育てを支援します。 令和5年度の地域子育て支援拠点での相談件数は138件です。	こども育成グループ

事業・施策名	取組内容	担当グループ
一時保育事業の実施	保護者の急病や事故等により、一時的に家庭での保育が困難となった児童の緊急的又は一時的な保育を実施します。 令和5年度は3か所で実施しています。	こども育成グループ
こどもショートステイ事業の実施	保護者の病気などにより児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を一定の期間、児童養護施設等で養育します。令和6年度より、実施施設を市内の里親宅3世帯へ拡充し、合計4か所（社会福祉法人室蘭言泉学園、里親3世帯）へ委託し実施しています。 令和5年度の延べ利用日数は38日です。	こども家庭グループ
児童手当の支給	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与し、こどもの健全育成を図ります。	こども家庭グループ
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づく手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進します。	こども家庭グループ
母子・父子自立支援員の活用	ひとり親家庭等に対し、生活等の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を支援するとともに、その自立に必要な指導を行います。	こども家庭グループ

(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

○障がいの有無にかかわらず安心してともに暮らすことのできる地域づくり

障がいの早期発見に努めるとともに、それぞれの障がいや発達課題に応じた療育体制や相談体制を充実します。

乳幼児健診の充実や事後相談体制の充実を図るとともに、保育所、幼稚園、学校等が情報を共有し、発達段階に応じた適切な支援を途切れることなく受けられる等、包括的なこども発達支援体制の整備を進めます。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
障がい児等の療育体制の充実	障がい等の早期発見、早期療育等を関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、登別市障害者地域自立支援協議会に設置した「子ども部会」を継続するとともに、専門的分野を検討するための担当者連絡会議を開催するなどして、障がい児等の療育体制の充実に努めます。	障がい福祉グループ こども育成グループ 健康推進グループ
障がい児等の相談体制の充実	障がいのあるこどもや医療的ケア児等とその保護者が地域で安心して暮らしていけるよう、相談体制の充実に努めるとともに、登別市総合相談支援センターに配置されている医療的ケア児等コーディネーターと連携して、医療的ケア児等が必要とする障がい福祉サービス等の提供を支援します。	障がい福祉グループ
障がい児入浴サービス事業の実施	自宅の浴室での入浴が困難な障がい児（肢体不自由児）に、入浴サービスを行います。	障がい福祉グループ
放課後児童クラブの支援体制の充実	障がいのある児童や虐待への対応等、特に配慮を要する児童の利用希望に対応するため、必要に応じて補助員を加配するなど、支援体制の充実に努めます。	こども家庭グループ

事業・施策名	取組内容	担当グループ
手当や医療費の給付による支援	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児介護手当等の手当や重度心身障害者医療費助成、育成医療等の給付により、児童の家庭を支援し児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭グループ 障がい福祉グループ 年金・長寿医療グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
障がい児保育の充実	心身に障がいのある児童や発育・発達に心配のある児童を受け入れ、一人ひとりの個性に応じた保育に努め、児童の健全な成長や発達を促すとともに、障がい等のある児童も、ない児童も同じ場で保育することを大切にしたい環境の充実に努めます。 また、医療的ケア児の受け入れ体制の充実に努めます。	こども育成グループ
乳幼児健康診査の実施	4～5か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、月1回、問診、診察、計測、育児相談及び栄養相談を行います。 乳幼児健診では、アンケートにより育児状況を把握し、こどもの育てにくさや育児不安等を抱えな保護者を支援します。 また、令和6年度より開始した1か月児に対する健康診査の費用助成を引き続き実施することで、乳児の健康診査の実施体制を強化し、乳児の健康の保持・増進を図ります。 令和5年度の受診率は、4～5か月児健診97.5%、1歳6か月児健診97.7%、3歳児健診98.6%です。	健康推進グループ

○障がいのあるこどもの学びの充実

特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、障がいのあるこどもの学習機会の充実を図ります。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
特別支援教育の充実	一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実を図るため、各学校に校内委員会を設置するとともに、保護者への相談窓口、担任教諭への支援、校内委員会の運営や推進などをすすめる特別支援教育コーディネーターを指名し、校内の人員体制の整備を行うなど教育相談の充実に努めます。 また、室蘭養護学校及び室蘭聾学校の特別支援学校コーディネーターや胆振教育局等と連携し、特別支援教育体制の整備を行います。	学校教育グループ
ことばの教室の充実	支援を必要とする幼児・児童を対象に、幌別小学校・鷺別小学校にことばの教室を開設し、幼児部・小学部の入級判定や保護者との教育相談、言語指導を行います。	学校教育グループ
児童発達支援・放課後等デイサービス等の充実	障がいのあるこども等一人ひとりの特性に応じた適切な支援ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携強化を図り、療育体制の充実に努めます。 また、障がいのあるこどもや医療的ケア児等とその保護者が地域で安心して暮らしていけるよう、相談体制の充実に努めるとともに、登別市総合相談支援センターに配置されている医療的ケア児等コーディネーターと連携して、医療的ケア児等が必要とする障がい福祉サービス等の提供を支援します。 令和元年度からは登別市児童デイサービスセンターのぞみ園を北海道における「市町村中核子ども発達支援センター」として位置づけ、子ども発達支援事業として、専門職による発達相談や機関訪問支援を実施しているほか、市の保健福祉部局、教育委員会、児童相談所等で各種相談支援を行っています。	障がい福祉グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
幼保・小・中の連携の推進	登別市幼保小中連携協議会や登別市幼保小実務担当者会議等を通じ、円滑な学校間連携や接続を実現するために、相互参観や教職員・こどもの交流を継続するとともに、スタートカリキュラムの改善など、発達段階や学びの連続性を踏まえた活動の充実に取り組みます。	学校教育グループ

(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。

一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。

少子化社会や都市化の進展といった環境の中で育った若い世代では、昔に比べれば日常生活の中で子育てにつながる経験や地域の人々との関わりをもつ機会が必然的に少なくなっており、これが家庭の教育力の低下や、ひいては育児不安や児童虐待の背景となっているとも指摘されています。

あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。

○総合的な児童虐待防止対策の推進

本市では、「こども家庭センター」を支援の中心として、妊娠期から乳幼児期、就学期の児童にいたるまで、切れ目のない支援を行います。

地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

こどもへの重大な人権侵害である虐待を防止するため、民間企業や団体等との連携の下、児童虐待防止に関する普及啓発を行います。

また、市公式ウェブサイト等様々な媒体を通じて、児童虐待を発見した際の通告義務、通告先や相談窓口に関する周知を行い、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
児童虐待への適切な対応	関係機関の連携によって虐待の早期発見に努め、事案が発生した際は要保護児童対策地域協議会を速やかに開催し、適切に対応します。	こども家庭グループ
家庭相談員・児童虐待相談員の活用	家庭における適切な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、こどもの問題で困ったり、悩んでいる人に対し、相談に応じ必要な助言指導を行います。	こども家庭グループ
市内里親の協力による子育ての支援	胆振・日高管内の里親で構成される胆振はまなす里親会の運営を支援し、市内里親に受入の協力を依頼している等、こどもの養育に関する相談について、里親の知見を活用し、児童福祉の向上に努めます。	こども家庭グループ
里親制度の活用推進	里親制度は要保護児童を家庭的環境の中で養育する最も望ましい養育形態で、当市の要保護児童対策の中で重要な役割を担っています。今後も里親制度の活用を図ることにより、児童福祉の向上に努めます。 令和5年度の胆振はまなす里親会市内会員数は6世帯10人です。	こども家庭グループ
登別市子ども見守り強化事業	市の要保護児童対策地域協議会の支援ケースとしている児童および世帯に対し、よりきめ細かな状況把握・見守りを行うため、市内事業者による居宅への家庭訪問、食事の提供を通じた状況の把握を事業者へ委託し、実態の把握だけではなく、こどもたちの安全安心を確認するための見守りと、必要な支援の提供を行います。	こども家庭グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
相談支援体制の充実	子育て支援センターや保育所・幼稚園・認定こども園・学校・民生委員・児童委員等の関係機関と日頃から連携し、相談しやすい体制の強化を図ります。 また、関係機関との連携に加えて、登別市民生委員・児童委員協議会との情報交換会に参加し、地域における要保護児童、支援が必要とされる家庭の把握と適切な支援に努めます。	こども家庭グループ

○ヤングケアラーへの支援

本来、おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、こどもに関わる機関の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

ヤングケアラーを早期に把握し、必要な支援に結びつけていくため、市公式ウェブサイトや広報紙、ポスターやリーフレット等の活用による、市や関係機関等における相談窓口の周知を推進するほか、児童生徒にとって最も身近な関係機関である学校をはじめとする教育機関と、こども家庭センターをはじめとする児童福祉部局が互いに連絡・連携できる関係の構築に、引き続き努めます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
ヤングケアラーの周知・啓発	ヤングケアラーについては、こどもからのサインが出にくいことからその実態把握が非常に難しく、早期発見のためには、周囲の大人にも、ヤングケアラーの定義をより一層浸透させる必要があることから、市民や、こどもに関わる機関に対する周知・啓発に努めます。	こども家庭グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
相談支援体制の充実	子育て支援センターや保育所・幼稚園・認定こども園・学校・民生委員・児童委員等の関係機関と日頃から連携し、相談しやすい体制の強化を図ります。 また、関係機関との連携に加えて、登別市民生委員・児童委員協議会との情報交換会に参加し、地域における要保護児童、支援が必要とされる家庭の把握と適切な支援に努めます。	こども家庭グループ

(4) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

全国的にこども・若者の自殺者数が増加傾向にあることから、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

○こども・若者の自殺対策の推進

児童生徒に対してはストレスや悩みを抱えた際のＳＯＳの出し方に関する教育や１人１台端末の活用による悩みの早期発見、若年層に対してはこころの健康教室の開催や各種相談先の紹介等を行うことで、こども・若者の自殺対策に取り組めます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
自殺対策の推進	こころの健康に関する理解の促進や相談先情報の周知を図るため、学生向けのこころの健康教室を開催します。 また、９月の自殺予防週間や３月の自殺対策強化月間、こどもや若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明けなど、機会を捉えて市広報紙や市公式ウェブサイト、市ＳＮＳ等を活用した情報発信を行います。	健康推進グループ

○こども・若者の非行や犯罪を防ぐ環境づくり

青少年の非行を防止するため、街頭指導や相談活動など、地域における非行防止活動を支援していくとともに、非行防止の普及啓発活動、地域社会が一体となった取組が促進されるよう総合的な非行防止活動の推進に努めます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
社会を明るくする運動の推進	青少年の非行防止や更生保護のために、メッセージ伝達式、啓発活動、社会を明るくする運動に関する作文の募集、公開ケース研究会等の実施を支援します。	社会福祉グループ
有害図書立ち入り調査の実施	非行など問題行動の誘引となる有害図書について実態把握と業者等の自主的措置を促すため立ち入り調査を行います。	社会教育グループ
健全育成関係団体等との連携	市内小中高等学校合同生徒指導担当者連絡会議などを活用し、問題行動等の早期発見に努めます。また、学校・家庭・地域にこれまで以上に働きかけ、町内会や各中学校区健全育成団体などと協議・連携を図り、関係団体の裾野を広め、こどもたちの健全育成に努めます。	社会教育グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
青少年センター活動の実施	青少年センターでは、青色回転パトロール車を活用して市内全域を巡回し、非行防止などの抑止に努めています。 関係機関などとの連携強化を図るとともに、引き続き青少年の健全育成に努めます。	社会教育グループ
危険か所の点検と危険防止	危険か所の点検、交通安全施設や水路における安全防護施設の整備や遊泳禁止場所での指導など、危険か所の点検の強化と危険防止に努めます。 青色回転パトロール車により市内全域を巡回し、危険か所をパトロールしています。関係機関などとの連携強化を図り、引き続き青少年の健全育成に努めます。	社会教育グループ 学校教育グループ 土木・公園グループ

○こども・若者を犯罪被害から守る環境づくり

健全な育成を阻害する悪質な犯罪の被害者となることを防止するため、性教育や、スマートフォン等へのフィルタリング機能の導入などの普及啓発を図ります。また、繰り返して被害者とならないよう、家庭や学校、関係機関等の連携強化に努めます。

青少年がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭での利用のルールづくりの必要性について啓発に努めるほか、児童・生徒をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、啓発資料の配付など、保護者に対する普及啓発にも取り組みます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
防犯活動の推進	安全で安心な地域社会の実現を目指して、室蘭登別防犯協会連合会や登別市暴力追放運動推進協議会と関係団体が連携しながら路上強盗やひったくりなど街頭犯罪等の防止や少年非行防止などを推進します。	市民協働グループ
こども１１０番スタディちゃんの家	こどもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所「こども１１０番スタディちゃんの家」設置を、地域住民等と連携して推進するとともに、取組の周知を図ります。 令和５年度末の設置個所は３８８か所です。	社会教育グループ



V 若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現に取り組む

(1) 高等教育の修学支援

家庭の経済状況にかかわらず、大学や専門学校等の高等教育機関への修学を希望する若者に対し、公益財団法人登別育英会の奨学生支援事業や、ひとり親家庭の母子父子寡婦福祉資金貸付金制度等、高等教育機関への修学に資する情報を提供します。

また、「日本工学院北海道専門学校」の支援を用途とした寄附」を受けた企業版ふるさと納税を原資とした補助金を交付することにより、本市における高等教育機関である工学院への支援を行い、若者に対する高等教育の機会確保に繋がります。

(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進します。

○若者への就業支援

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行います。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組みます。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
若年者等キャリアカウンセリング事業	進路選択を控えた高校生を対象に、就職のミスマッチ防止を図り、就職を希望する若年者等が適職に就くことができるよう、就業の適性把握や就職活動の心構えなどの就職応援講座を実施します。 令和5年度の就職応援講座参加人数は、11月実施（高校2年生向け「キャリア支援講座」）参加人数は98人、2月実施（高校2年生向け「キャリア教育講座」）参加人数は32人です。	商工労政グループ

○若者が地域にとどまり、働ける場の創出

地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していきます。

商工会議所と連携した創業支援事業の実施による、若者が地域に根付く就業への支援に取り組めます。

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
若年者等キャリアカウンセリング事業	進路選択を控えた高校生を対象に、就職のミスマッチ防止を図り、就職を希望する若年者等が適職に就くことができるよう、就業の適性把握や就職活動の心構えなどの就職応援講座を実施します。 令和5年度の就職応援講座参加人数は、11月実施（高校2年生向け「キャリア支援講座」）参加人数は98人、2月実施（高校2年生向け「キャリア教育講座」）参加人数は32人です。	商工労政グループ

○働くことについて様々な悩みを抱えている若者・ひきこもりの若者を支える取組の推進

「地域若者サポートステーション」と連携し就業意識の醸成を図るなど、国や経済団体、保健・福祉機関、教育機関等との連携を図りながら、働くことについて様々な悩みを抱えている若者等の職業的自立の支援に取り組めます。

働くことについて様々な悩みを抱えている若者・ひきこもりの若者やその家族が相談できる窓口の周知に努めます。

(3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか、適当な相手にめぐり会えないことも影響しているものと考えられることから、出会いの機会・場の創出に取り組めます。

○結婚に伴う新生活のスタートアップ支援の推進

結婚を希望する若い世代を経済的にバックアップするため、結婚に伴う新生活への支援を継続します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
結婚新生活支援補助金	市内で結婚を契機に新生活を開始する若い世代の世帯に、住宅費用や引越費用の一部を補助し、経済的な負担や不安を軽減し、少子化対策の強化や若年世代の定住促進を図ります。	企画調整グループ

(4) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育て、地域活動などをバランスよく両立させることができる社会が求められています。

改正雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法律や制度の整備・充実は進んでいますが、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っていたり、休業後の職場復帰やこどもが病気の際の配慮不足、長時間勤務の常態化が残っています。

企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものとなるよう、国や北海道に対して職場環境改善策を要望していく必要があります。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

○広報・啓発活動の充実

男女平等参画の実現は、社会の多様性と活力を高め、経済の持続的な発展及び男女間の実質的な機会の平等をもたらすことから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革を推進するとともに、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるよう、市公式ウェブサイトや市公式LINE、広報紙などあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報・啓発を行います。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
男女共同参画の推進	登別市男女共同参画基本計画に基づき、女性と男性がお互いを尊重し、それぞれの個性と能力を発揮して共に支えあう、男女共同参画社会の形成を図ることを目指し、講演会や学習会を開催するとともに、広報紙や登別市男女共同参画情報紙 アンダンテ等 による啓発を推進します。	市民協働グループ

○家庭における男女平等教育の推進及び仕事と家庭の両立に関する啓発

男性の家事・育児への参画希望を叶えるとともに、その主体的な参画を後押しします。

また、仕事と家庭の両立のための制度の定着を促進するため、仕事と育児、家庭生活との両立に関する意識啓発を行います。

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	男女がともに、仕事、家庭生活、地域生活など様々な活動について自らが希望するバランスで展開できることを目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の具体的な取組方法等について、普及・啓発を図ります。	こども育成グループ 商工労政グループ
お父さんの子育て広場の開催	子育て中の父親がこどもと楽しく遊びながら、父親同士の情報交換や交流の場を提供し、父親の子育て力の向上を促します。 令和5年度は、開催回数12回、参加者数143人です。【中央子育て支援センター57人、登別子育て支援センター86人】	こども育成グループ
配偶者への暴力や権利侵害等の防止	配偶者やパートナーからの暴力や様々な問題を抱える方に対する支援体制の充実や相談窓口の周知を図るとともに、警察や民間シェルターなど関係機関との連携の強化を図ります。	市民協働グループ

○働きたい女性の就労・雇用継続支援

出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、ハローワークとの連携による情報提供や相談事業を実施します。

事業・施策名	取組内容	担当グループ
女性の再就業に関する情報の提供	公共職業安定所（ハローワーク）やその他職業紹介事業者等からの就業に係るセミナーや説明会等の開催情報については、メールマガジンでの配信や商工会議所に周知を行い情報提供を行います。 また、地域職業相談室、各支所、総合案内窓口には週に1度ハローワークの求人情報紙を設置し、情報周知を図ります。	商工労政グループ
起業家を目指す女性への支援	創業に関するセミナーや他の支援機関からの情報を提供するほか、商工会議所で行っている創業スクールの支援、空き店舗活用事業等の補助を行います。	商工労政グループ

(再掲)

事業・施策名	取組内容	担当グループ
ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）の双方が会員となり、依頼会員が残業や急用などのとき、提供会員等の自宅でのこどもの預かりや送迎などを行い子育て支援の充実を図ります。 年々利用件数、会員数が増加しており、活動の調整役である本部の体制を強化し、高まる需要に応え、仕事と育児が両立できる環境づくりを進めます。 令和5年度末現在、会員数は1,371人です。	こども家庭グループ

VI 施策の整合性を確保するとともに、関係団体・関係機関、地域住民等との連携を重視する

(1) 施策の推進体制等

○市役所内における各部局の連携強化

本計画に携わる部局は、児童福祉や保育の担当グループのほか、母子保健の担当グループ、都市計画や道路整備の担当グループ、教育委員会など多岐に渡っています。

そのため、各部局間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

○こども・若者と関わる関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市だけではなく、児童相談所などのこどもに関わる関係機関や関係団体、各地域の住民の協力が不可欠です。

そのため、積極的に市民へ情報を提供するとともに、こども・若者からの意見を施策に反映させるよう努め、市と関係団体・関係機関、地域住民等と協力し、施策を推進します。

○国・北海道との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者の立場に立ったより良い子育て支援となるよう、国・北海道に対し必要な要請を行います。

第6章 計画の点検・評価

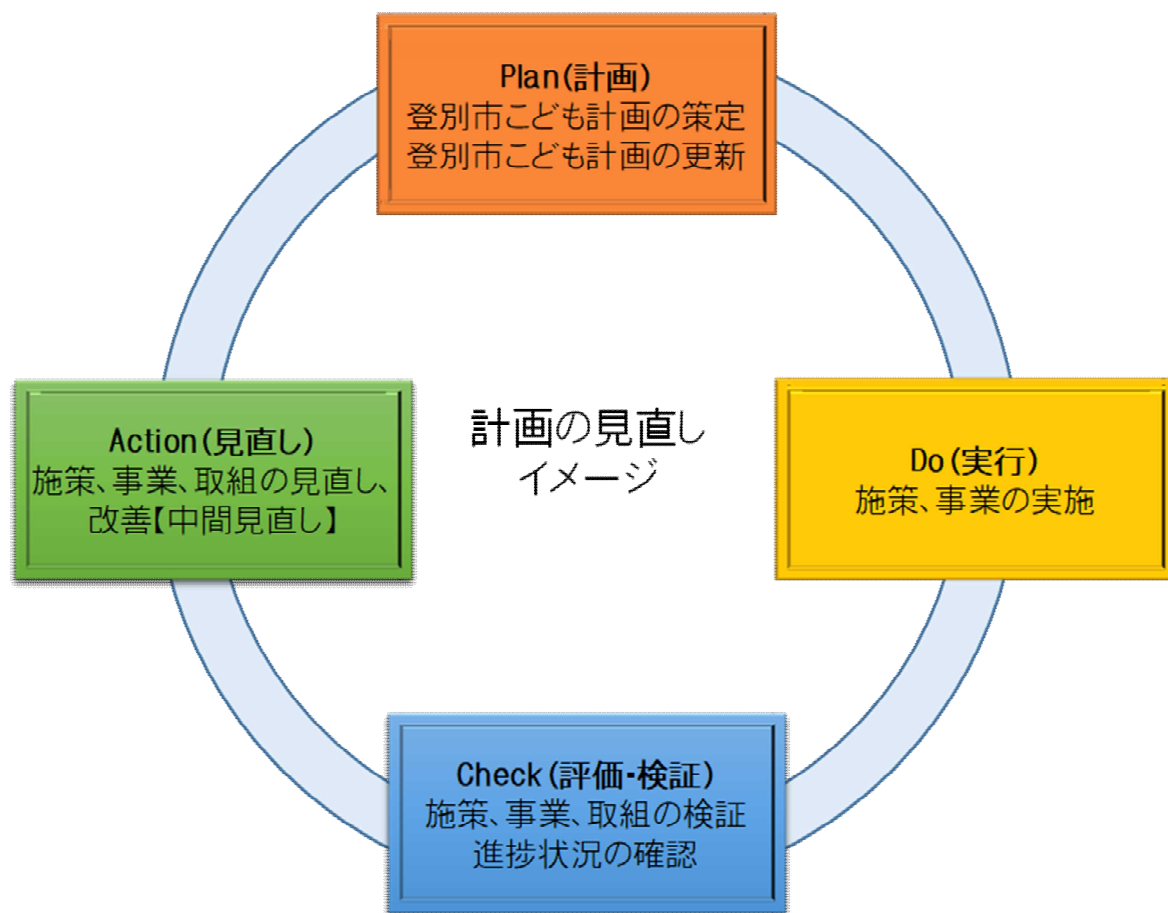
1 計画の点検・評価に向けて

社会情勢や市民のニーズの変化、近隣市町との連携など、時代に即した適切な見直しを行っていくことが必要となります。

本計画を着実に推進し、市民とともに実施していく体制を確保するため、市民参画により構成された「登別市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進捗管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握するとともに、定期的に検討を行います。

登別市総合計画の見直しや、新たな事業の開始などの情勢の変化に即し、必要に応じて、中間見直しを行うものとします。



登別市 こども計画 令和7年●月

発行 / 登別市

編集 / 登別市 保健福祉部 こども育成グループ・こども家庭グループ

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

(TEL) こども育成グループ 0143-85-5634

(TEL) こども家庭グループ 0143-57-1078

(こども相談室) 0143-85-6677
